

# 土砂災害防止法に基づく特定開発行為許可の手引

平成 2 1 年 3 月

鳥取県県土整備部治山砂防課

## はじめに

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)(以下「土砂災害防止法」という。)は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害が発生するおそれがある区域(土砂災害警戒区域等)を明らかにし、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制や警戒避難体制の整備を図ること等により土砂災害防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とするものである。

土砂災害防止法に基づき、土砂災害特別警戒区域内での住宅宅地分譲や社会福祉施設・幼稚園・病院といった災害弱者関連施設の建築のための開発行為(特定開発行為)については、都道府県知事の許可が必要となり、土砂災害を防止するための対策工事等が講じられている場合に限って許可されることとなる。

本手引は、特定開発行為の許可に係る申請・審査・許可手続等の円滑な実施を図ることを目的に、法令の趣旨、手続方法等についてとりまとめたものである。

なお、対策工事等の計画・審査等に当たっては、「鳥取県特定開発行為技術マニュアル」を参考とされたい。

特定開発行為に関する土砂災害防止法等の関係法令は次のとおりである。

### 【土砂災害防止法等関係法令】

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)(以下「土砂災害防止法」若しくは「法」という。)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)(以下「政令」という。)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第71号)(以下「省令」という。)

鳥取県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則(平成20年鳥取県規則第13号)(以下「県規則」という。)

## 目 次

第1章 特定開発行為許可制度の概要	・・・ P2
1 目的	
2 許可制度の概要	
第2章 特定開発行為	・・・ P7
1 特定開発行為の許可	
2 特定開発行為の対象	
3 制限用途	
第3章 特定開発行為の許可申請手続	・・・ P13
1 申請の手続	
2 特定開発行為許可申請における関係他法令等との調整	
第4章 許可の基準等	・・・ P20
1 許可の基準	
2 許可の条件	
3 既着手の場合の届出等	
4 許可の特例	
5 許可又は不許可の通知	
6 変更の許可等	
第5章 各種の届出、完了検査等	・・・ P28
1 住所及び氏名の変更の届出	
2 対策工事等の着手の届出	
3 対策工事等の休止の届出	
4 地位の承継の届出	
5 工事完了の検査等	
6 建築制限	
7 特定開発行為の廃止	
8 市町村への通知	
9 許可標識	
第6章 監督処分、立入検査等	・・・ P35
1 監督処分	
2 立入検査	
3 報告の徴収等	
4 罰則	

## 第1章 特定開発行為許可制度の概要

### 1 目的

特定開発行為許可制度は、特別警戒区域における住宅宅地分譲等や災害弱者関連施設の建築を目的とした開発行為を許可制として、土砂災害に対する安全性の確保を開発段階から図ろうとするものである。

#### 【解説】

土砂災害の発生のおそれがある危険な土地であるにもかかわらず、十分な安全性が確保されないまま住宅等が立地していることは土砂災害発生の大きな要因の一つと考えられる。

住宅等の立地に対して災害防止の観点から規制を加えている立法例についてみると、都市計画法では土地についての一定の開発行為を規制するため開発許可制度を設けており、許可の基準の一つとして以下が規定されている。

#### ・都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第7号、8号の概要

開発区域内の土地が、地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれが多い土地その他これらに類する土地であるときは、地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること（第1項第7号）

また、自己居住住宅や業務用の非居住建築物等以外の目的での開発許可にあつては、開発区域内に次の土地を含まないこと（第1項第8号）

- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の災害危険区域
- ・地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域
- ・土砂災害防止法第8条第1項の土砂災害特別警戒区域

しかし、都市計画法の開発許可制度自体が、面積規模等により適用されない場合があることや開発区域外で発生する災害に対する配慮が十分でないこと等、土砂災害防止を図る上で問題点も見られる。

また、宅地造成等規制法では造成地からの土砂の流出等を防止する措置が求められているが、造成地自体を土砂災害から守るための措置を命ずることはできず、同法自体がそもそも新規立地の抑制を目的としていないといった問題点がある。（現時点で県内に宅地造成等規制法の規制区域はない。）

そこで、土砂災害防止の観点から土砂災害防止法では、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等の災害弱者が利用する施設の開発行為に対して、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければならないこととしている。

#### 【参考】

「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成18年法律第46号）」が、平成18年5月31日公布された。この改正により新たに社会福祉施設、医療施設、学校、庁舎等の公共公益施設の開発行為について、開発許可を要することとなり、災害弱者施設等に対しても開発行為の制限が行われることとなった。（平成19年11月30日施行）

## 2 許可制度の概要

特定開発行為許可制度における許可申請手続は、P 5 に示した手順が基本となる。各手続の概要は以下のとおりである。

### (1) 許可申請手続の概要

土砂災害防止法が適用される特定開発行為かどうかの確認（法第 9 条）

住宅宅地分譲や災害弱者関連施設などの制限用途の開発行為が対象となる。この制限用途の予定建築物の敷地が特別警戒区域の中に入っている場合に限り、土砂災害防止法が適用される。

対策工事等の計画（法第 10 条）

特定開発行為の許可を受けようとする者は、土砂災害から安全性を確保する目的で対策工法の選択、対策施設の配置計画等を立案する必要がある。

対策工事等の設計（法第 10 条）

特定開発行為の許可を受けようとする者は、急傾斜地の崩壊等に伴い生ずる土石等の移動等によって生ずる力を設計外力として設定するなど、土砂災害防止法の政令で定める技術的基準を満たす対策工事等の設計を行う必要がある。

特定開発行為許可申請（法第 10 条、県規則第 3 条）

特定開発行為の許可を受けようとする者は、あらかじめ知事に特定開発許可申請をしなければならない。

対策工事等の計画の審査（法第 11 条）

知事は、特定開発許可申請があったときは対策工事等の計画が土砂災害防止法の政令で定める技術的基準に従い講じたものであるかどうか等を審査する。

変更の申請（法第 16 条、県規則第 4,5 条）

特定開発行為の許可を受けた者が申請内容を変更する場合は、知事に変更の申請をしなければならない。

対策工事等の着手（県規則第 7 条）

特定開発行為の許可を受けた者が、当該許可に係る対策工事等に着手しようとするときは、あらかじめ知事に届け出なければならない。

特定開発行為の休止（県規則第 8 条）

特定開発行為の許可を受けた者が、当該許可に係る対策工事等を休止しようとするときは、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

特定開発行為の廃止（法第 19 条、県規則第 10 条）

特定開発行為の許可を受けた者が、当該許可に係る対策工事等を廃止したときは、遅滞なく知事に届け出なければならない。

工事完了の検査（法第 17 条）

特定開発行為の許可を受けた者は、対策工事等のすべてが完了した際、その旨を知事に届出

をし、検査を受けなければならない。知事は土砂災害防止法の政令で定める技術的基準に適合しているかどうかの検査を行い、適合している場合には検査済証を当該届け出した者に交付し、その旨を公告しなければならない。

既着手の場合の届出等（法第 13 条）

特別警戒区域の指定の際、当該区域内で既に特定開発行為に着手している者は、その旨を知事に届け出なければならない。知事は当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

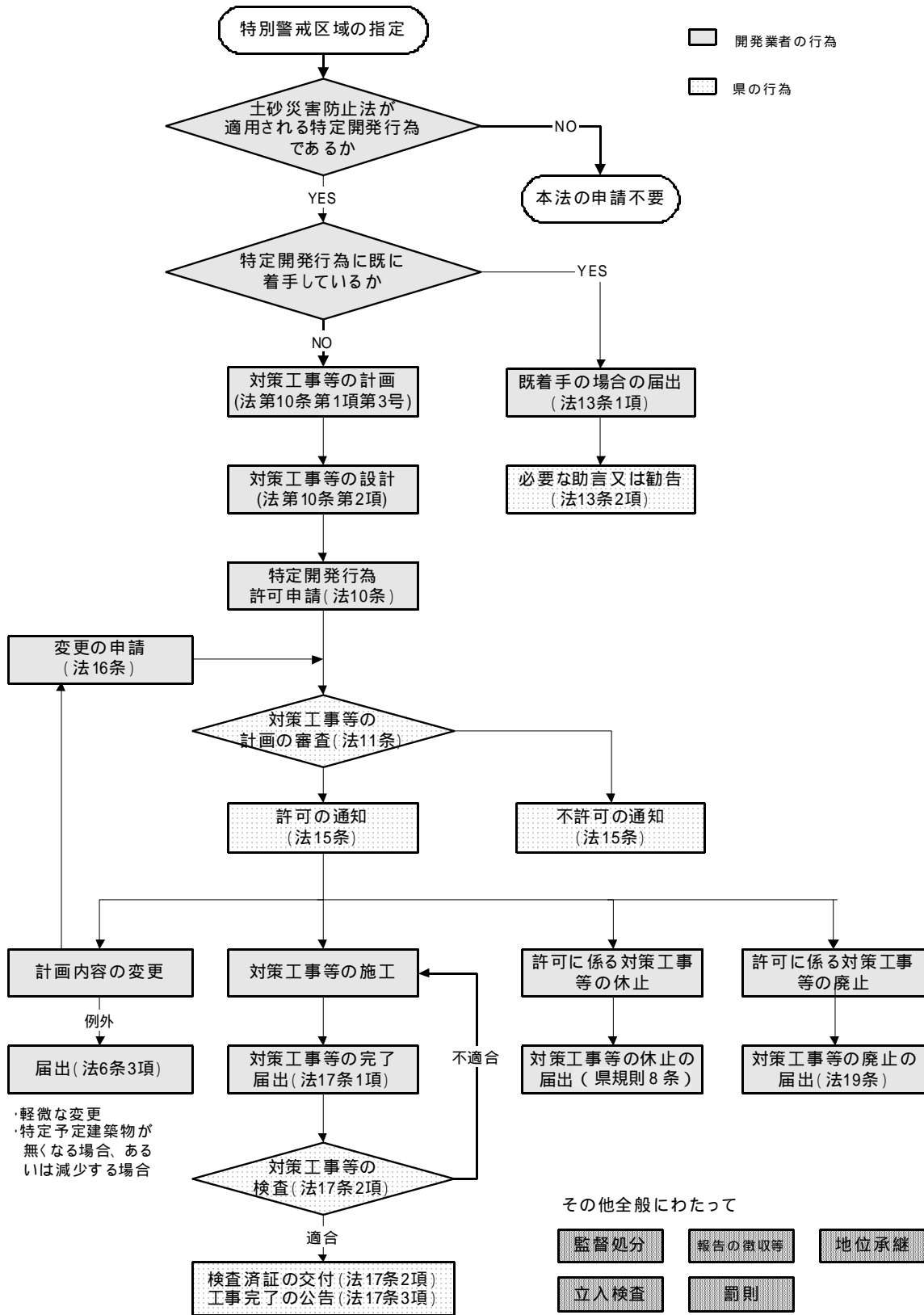
地位の承継（県規則第 9 条）

被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継した者は、地位の承継を遅滞なく、知事に届け出なければならない。

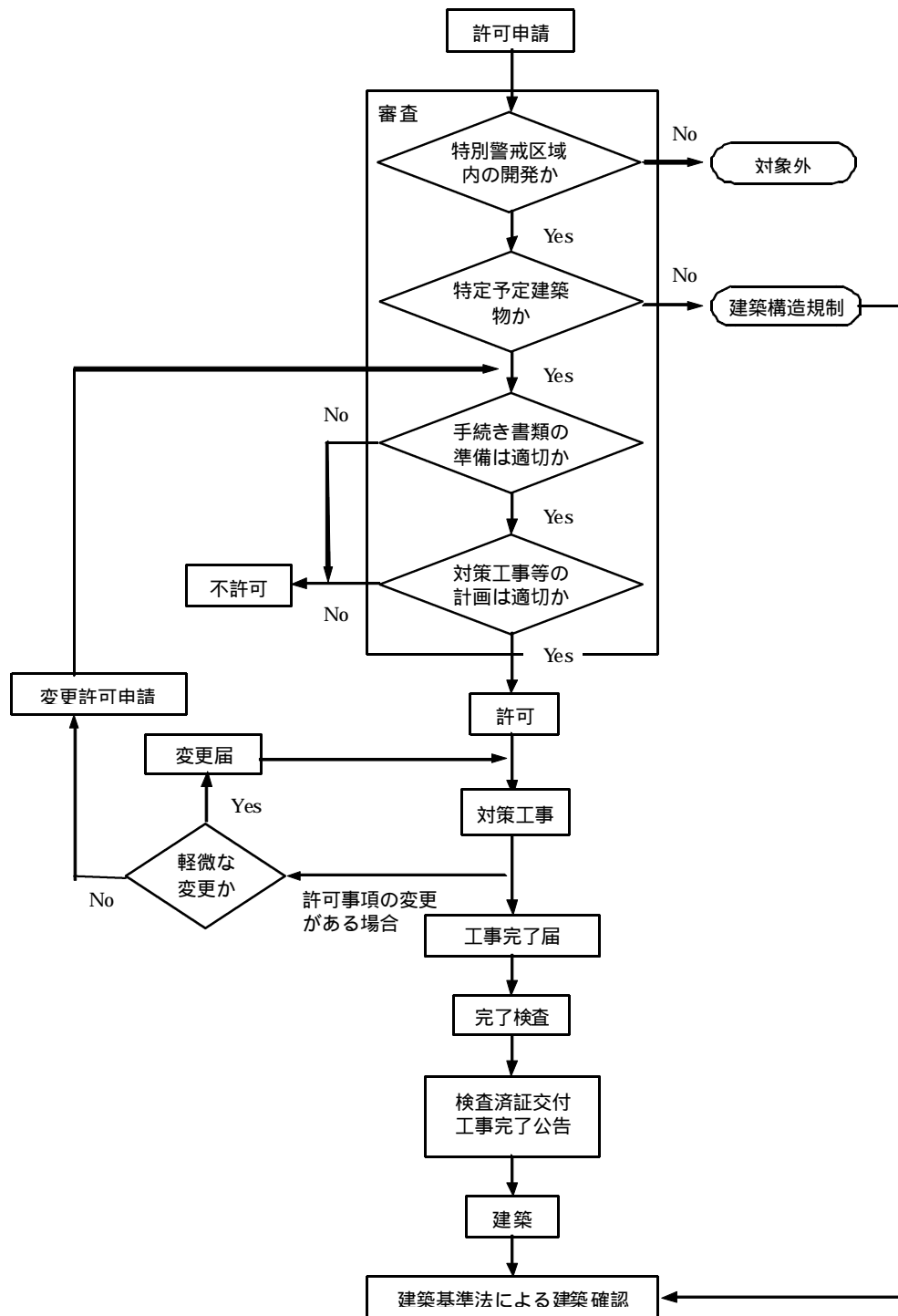
住所及び氏名の変更（県規則第 7 条）

特定開発行為の許可を受けた者が、住所又は氏名に変更があったときは、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

# 特定開発行為許可制度の概要



# 特定開発行為の許可と建築着手の流れ





## 第2章 特定開発行為

### 法

(特定開発行為の制限)

第9条 特別警戒区域内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物(当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。以下「予定建築物」という。)の用途が制限用途であるもの(以下「特定開発行為」という。)をしようとする者は、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為については、この限りでない。

### 政令

(特定開発行為の制限の適用除外)

第5条 法第9条第1項 ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為
- 二 仮設建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

### 1 特定開発行為の許可

特別警戒区域内において予定建築物の用途が制限用途である特定開発行為をしようとする者は、特定開発行為許可申請書等を知事に提出し、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。(制限用途については本章の3、申請書類、申請窓口等については第3章の1を参照)

#### 【解説】

##### (1) 開発行為

土砂災害防止法における開発行為とは、都市計画法第4条第12項で定義された「開発行為」と同義である。都市計画法において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。

##### (2) 土地の区画形質の変更

土地の区画形質の変更とは、「区画の変更」と「形質の変更」とに区別して解されている。また「形質の変更」は、「形状の変更」と「性質の変更」に区別することができる。

##### 土地の区画変更

開発行為に該当する「土地の区画変更」をする行為とは、「建築等の目的」で宅地の境界を変更し、併せて道路等の公共施設の土地の境界を変更(新設、廃止等)する行為をいう。「区画の変更」とは、土地利用形態として区画、すなわち独立した物件としてその境界を明らかに確認しうるものの変更をいう。単なる土地の分合筆のみを目的としたいわゆる権利区画の変更は、区画の変更には該当しない。

##### 土地の形状変更

開発行為に該当する「土地の形状変更」をする行為とは、「建築等の目的」の土地の切土又は盛土をする行為をいう。ただし、建築物の基礎工事のための土地の掘削等の行為は、土

地の形状の変更には該当しない。

#### 土地の性質変更

開発行為に該当する「土地の性質変更」をする行為とは、「建築等の目的」のために「宅地」以外の土地を「宅地」とする土地利用の変更行為をいう。

### (3) 特定開発行為の単位

法第9条の許可の単位である特定開発行為の単位すなわち土地の区画形質変更のとりえ方の単位は、土地の利用目的、物理的位置関係、時期的関係等からみて、一体不可分で一連と認められる場合には、全体を一つの開発行為としてとらえるものとする。

したがって、同一の者が連担した土地の形質変更を行う際に、排水施設、道路等の設置が一連のものとして行われており、造成時期も近接しているような場合には、たとへ工区が設定され、工事が数回に区分して行われているとしても、これら一連の造成を一体的な開発行為としてとらえて、当該土地の区画形質変更の性格を判断することとなる。

## 2 特定開発行為の対象

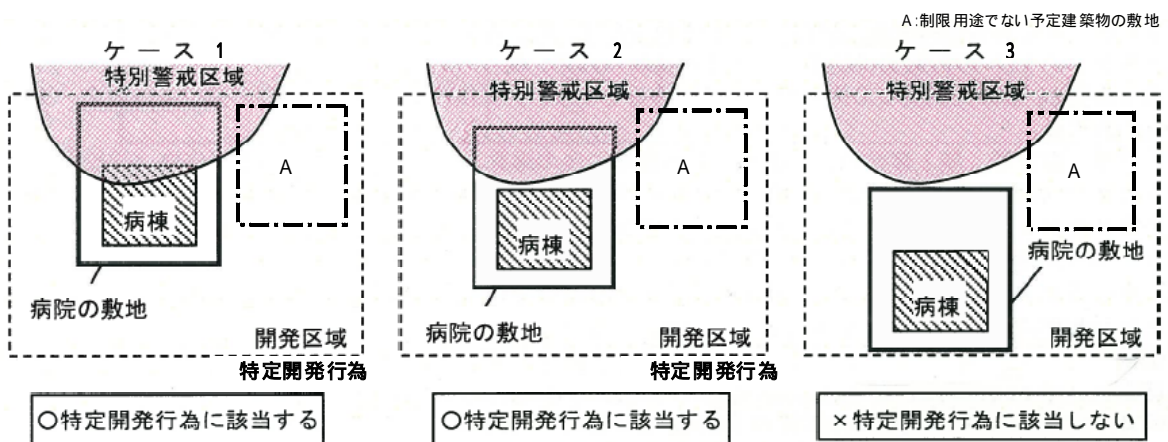
特定開発行為の許可は、開発行為において制限用途の予定建築物の敷地の一部又は全てが特別警戒区域の中に入っている場合に必要となる。

法第9条第1項の括弧書きで「当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。」という除外規定が設けられている。

しかしながら、法第10条第1項第2号の規定では建築物の用途及びその敷地に関する事項は申請書や土地利用計画図に記載されるが、建築物そのものの位置を記載するものでなく、建築物の位置は建築確認申請まで確定しない。

このため、特定開発行為の適用は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定される「敷地」で判断するものと考えられ、下図のように制限用途の予定建築物の敷地が特別警戒区域に存する場合は、特定開発行為の許可を受けなければならないものとする。

### 特定開発行為に該当するケース



【解 説】

( 1 ) 敷地

建築物が建っている土地を敷地というが、この敷地については建築基準法施行令第 1 条第 1 項に「一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地をいう。」と定義されている。

「一敷地一建築物」が原則であり、ひとつの建築物が建てられており、その建築物が建っているために必要とされた一定の土地の範囲が敷地と考えられる。

一定の土地の範囲に複数の建築物がある場合は、それらの建築物が用途上相互に関係があり分離できない(用途上不可分)場合に、これら全体をひとつの敷地と見ることとなる。

なお、用途上不可分とは、住宅と物置のように主と従の関係にある場合や、工場棟と材料倉庫棟や事務棟などのように相互に補完しあって全体でひとつの機能を成している場合であり、同一の所有者・管理者であっても、機能的に直接的には関係しないものは、それぞれ別の敷地と考えられる。

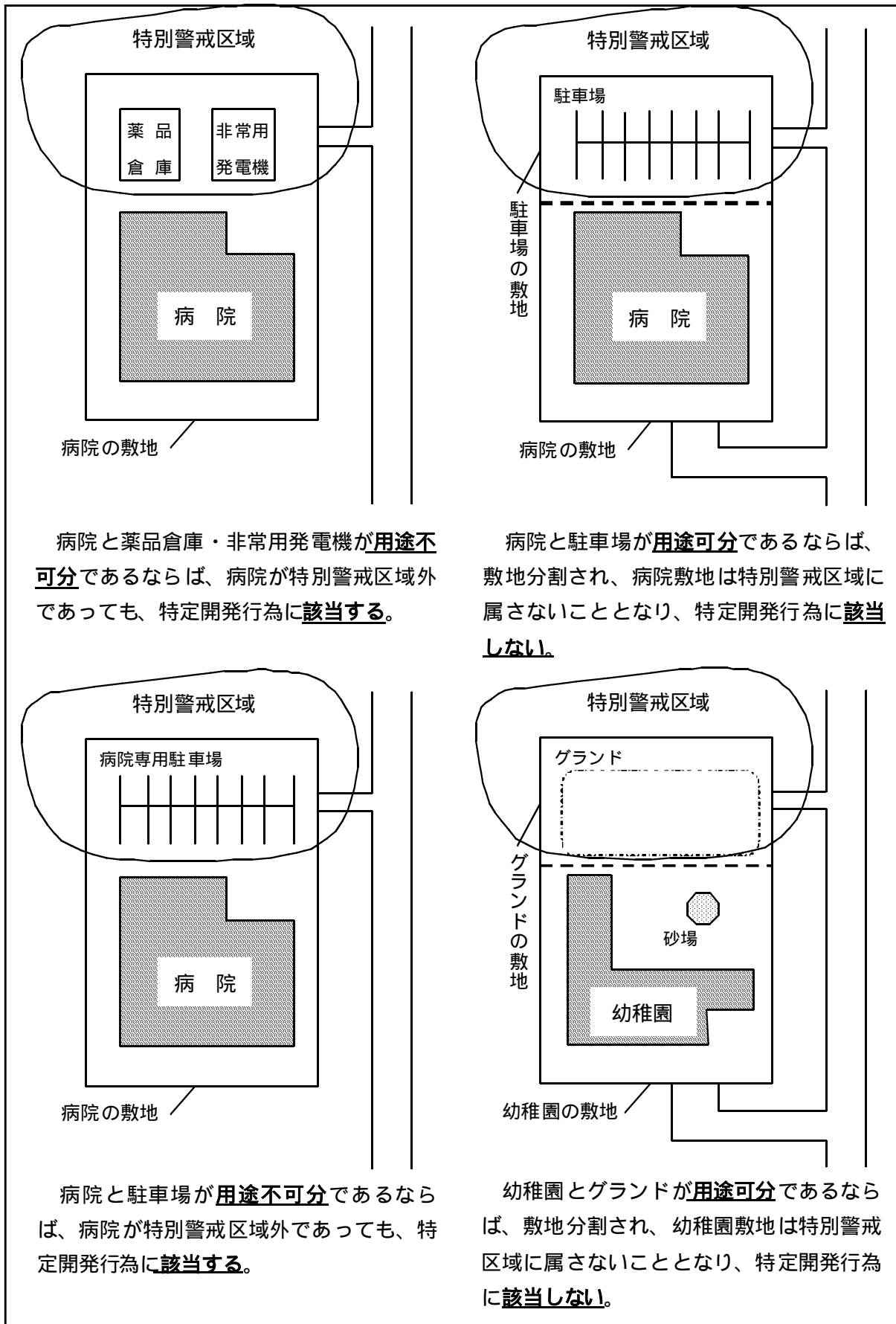


図 2 - 1 特定開発行為の該当・非該当の具体例

### 3 制限用途

#### 法

第9条第2項 前項の制限用途とは、予定建築物の用途で、住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設（政令で定めるものに限る。）以外の用途でないものをいう。

#### 政令

（制限用途）

第6条 法第9条第2項の政令で定める社会福祉施設、学校及び医療施設は、次に掲げるものとする。

- 一 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。） 有料老人ホーム、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。） 児童福祉施設（児童自立支援施設を除く。） 母子福祉施設、母子健康センターその他これらに類する施設
- 二 盲学校、聾(ろう)聾学校、養護学校及び幼稚園
- 三 病院、診療所及び助産所

#### 【解説】

##### （1）制限用途

制限用途とは、予定建築物の用途で、非自己用住宅並びに社会福祉施設、学校及び医療施設など災害弱者関連施設をいう。

なお、上記の用途を含まないことが確定していない場合も制限用途に含まれる。

##### （2）自己用住宅の場合に特定開発行為の適用を受けない理由

自己用住宅の場合は、本人がその土地をすでに所有しており、当該地域の地形状況、過去の災害情報等に精通し、分譲住宅を新たに購入した者に比較して、明らかに警戒避難体制の確立が容易であり、当該自治体において新たに過度な行政対応を必要とするものでないことによる。

##### （3）非自己用住宅

非自己用住宅とは、「自己用の居住の用に供する住宅」以外のものをいい、分譲住宅、賃貸住宅及び宅地分譲が該当する。なお、「自己用の居住の用に供する住宅」とは、自らの生活の本拠として使用する住宅のことで、次に掲げるようなものは該当しない。

寮、社宅

組合が組合員に譲渡することを目的とした住宅

別荘（生活の本拠とは考えられないため該当しない。）

賃貸住宅

分譲住宅

(4) 制限用途の対象

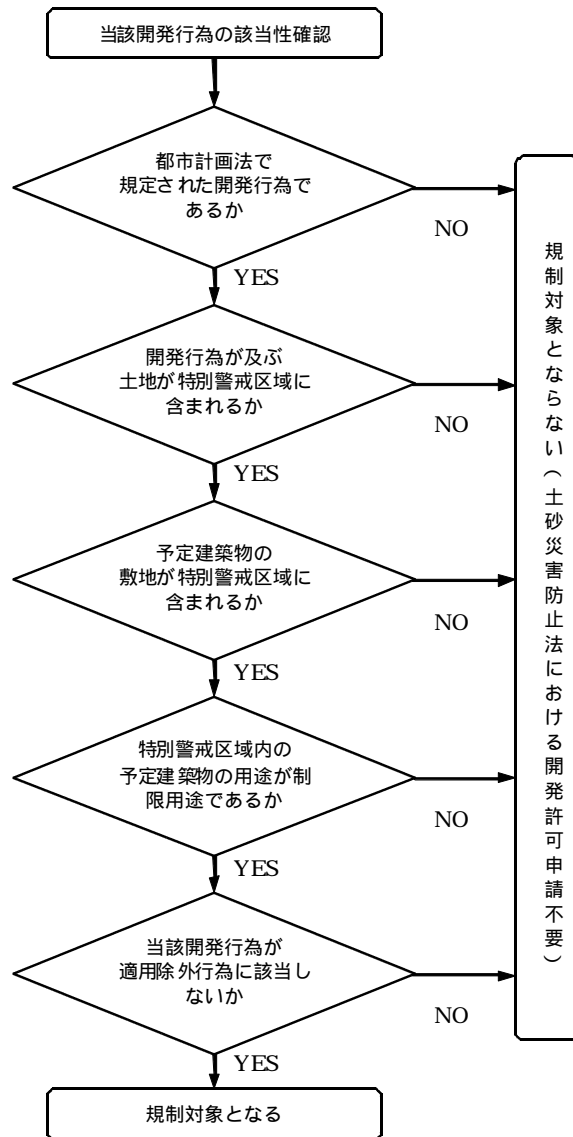
政令で規定された用途と実質的に同様な機能をもつ施設は制限用途となる。具体的には以下の場合があげられる。

関係法令の定義の上では人数要件の関係から該当しない施設であっても、実質的に同様な機能をもつ施設

無認可の施設であっても、実質的に同様な機能をもつ施設

関係法令の施行規則で施設が定義されている施設

特定開発行為の規制対象の判断の流れ



### 第3章 特定開発行為の許可申請手続

#### 法

(申請の手続)

第10条 前条第1項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 特定開発行為をする土地の区域(以下「開発区域」という。)の位置、区域及び規模
- 二 予定建築物(前条第1項の制限用途のものに限る。以下「特定予定建築物」という。)の用途及びその敷地の位置
- 三 特定予定建築物における土砂災害を防止するため自ら施行しようとする工事(以下「対策工事」という。)の計画
- 四 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

2 前項の申請書には、国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。

#### 省令

(特定開発行為の許可の申請)

第8条 法第9条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第2の特定開発行為許可申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第10条第1項第3号及び第4号の工事の計画は、計画説明書及び計画図により定められなければならない。

3 前項の計画説明書は、対策工事等の計画の方針、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地の現況並びに開発区域(開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区。以下同じ。)内の土地の現況及び土地利用計画を記載したものでなければならない。

4 第2項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならない。

- 表略 -

5 第1項の場合において、対策施設を設置しようとする者は、令第7条第3号から第6号までに規定する技術的基準に適合することを説明する構造計算書を提出しなければならない。

(特定開発行為の許可申請書の記載事項)

第9条 法第10条第1項第5号の国土交通省令で定める事項は、対策工事等の着手予定年月日及び対策工事等の完了予定年月日とする。

(特定開発行為の許可の申請書の添付図書)

第10条 法第10条第2項の国土交通省令で定める図書は開発区域位置図及び開発区域区域図とする。

2 前項の開発区域位置図は、縮尺5万分の1以上とし、開発区域の位置を表示した地形図でなければならない。

3 第1項の開発区域区域図は、縮尺2500分の1以上とし、開発区域の区域並びにその区域を明らかに表示するに必要な範囲内において市町村界、大字、字及び小字の境界、土砂災害特別警戒区域界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

「表略」部分は巻末掲載の省令全文を参照のこと

## 県規則

(特定開発行為の許可の申請)

第3条 法第9条第1項の許可(以下「特定開発行為許可」という。)の申請は、省令第8条第1項の特定開発行為許可申請書に、省令で定めるもののほか、特定開発行為を行おうとする土地について、申請者が所有権その他の当該土地を使用する権原を有すること又は有する見込みであることを証する書面を添えて、知事に提出することにより行うものとする。

2 省令第8条第2項の計画説明書の様式は、様式第1号によるものとする。

### 1 申請の手続

特定開発行為の許可を受けようとする者は、特定開発行為申請書に計画説明書等を添付し提出しなければならない。申請時に必要な書類は次のとおり。

#### 申請書類

特定開発行為許可申請書(省令第8条第1項 別記様式第2)  
計画説明書(県規則第3条第2項 様式第1号)  
計画図(省令第8条第4項)  
構造計算書(対策施設がある場合:省令第8条第5項)  
開発区域位置図、開発区域区域図(省令第10条1項)  
所有権等を有すること等を証する書類(県規則第3条第1項)

なお、他の開発関係法令等の許可等が必要な場合は、それらの状況がわかる書類を添付すること

### (1) 窓口

許可申請書の他、各種申請・届出等の手続は、各総合事務所県土整備局が窓口になる。

地域	窓口	住所	電話
東部総合事務所管内	東部総合事務所県土整備局	鳥取市立川町六丁目 176	(0857)20-3605
八頭総合事務所管内	八頭総合事務所県土整備局	八頭郡八頭町郡家 100	(0858)72-3855
中部総合事務所管内	中部総合事務所県土整備局	倉吉市東巖城町 2	(0858)23-3216
西部総合事務所管内	西部総合事務所県土整備局	米子市菟町一丁目 160	(0859)31-9711
日野総合事務所管内	日野総合事務所県土整備局	日野郡日野町根雨 140-1	(0859)72-2046

### (2) 書類の提出部数

特定開発行為の許可等を受けるための書類は、正副2部を作成し、提出する。

許可申請書の他、各種申請・届出等の書類は、所管総合事務所分と本庁分の正副2部を提出する。



### ( 3 ) 決裁区分

特定開発行為の許可は、鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号(以下「権限規則」という。))によりその規模に応じて、本庁で決裁するもの、各総合事務所で決裁するものに分けられる。

特定開発行為の面積が1 ha 以上については各総合事務所で受付を行い、速やかに治山砂防課に進達する。

その他特定開発行為に関する届出等の事務の決裁権限は、権限規則によるところであるが、申請・届出等については本庁担当課と各総合事務所県土整備局が情報を共有できるよう速やかに相互が報告を行うものとする。

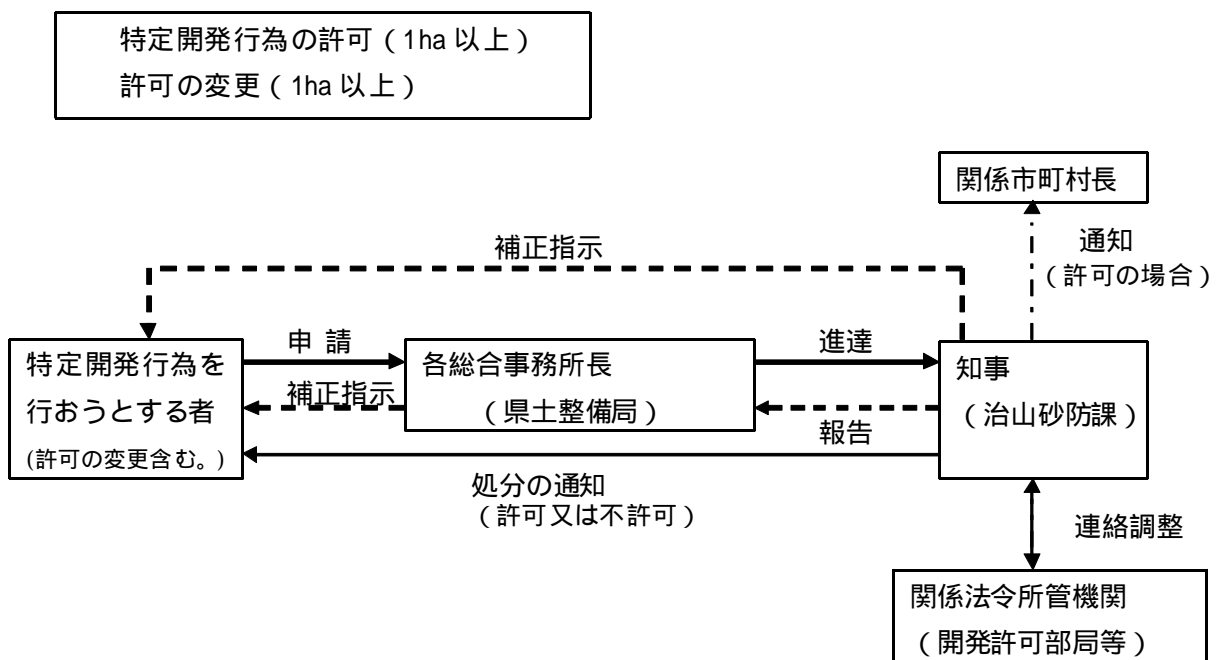
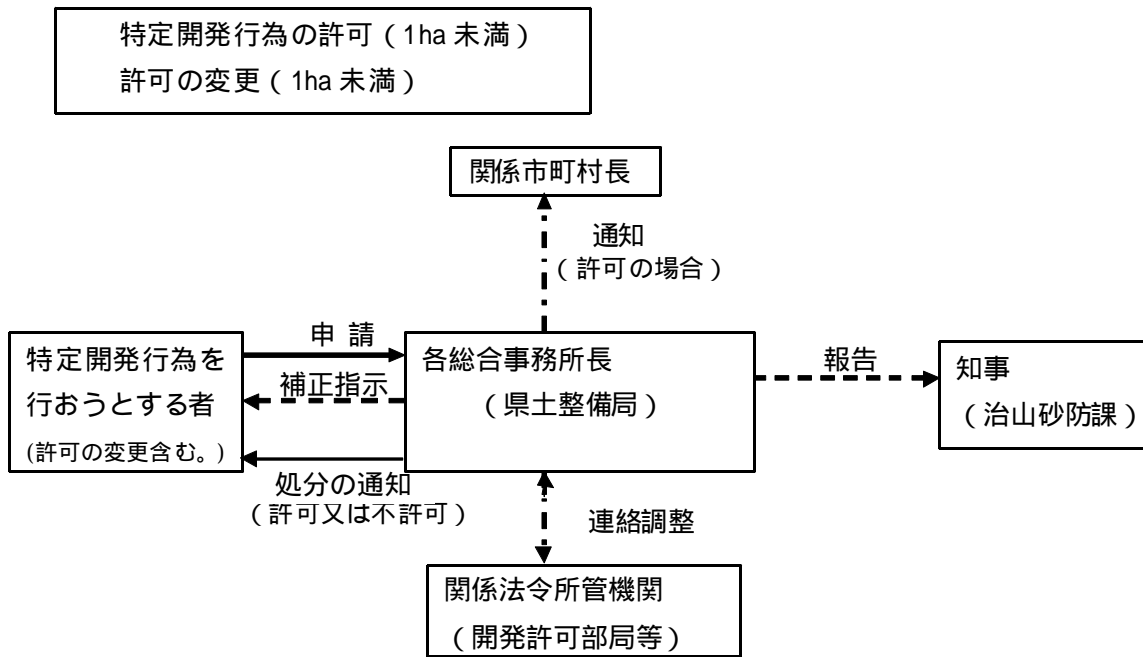
なお、申請・届出等の書類に不備がある場合、必要な書類が添付されていない場合等書類の補正が必要なときは、申請者に対し期限を付して文書で補正を指示するものとする。

規 模	決 裁 者
10,000m <sup>2</sup> (1ha)未満	各総合事務所長
上記を超えるもの	県土整備部長

### ( 4 ) 手数料

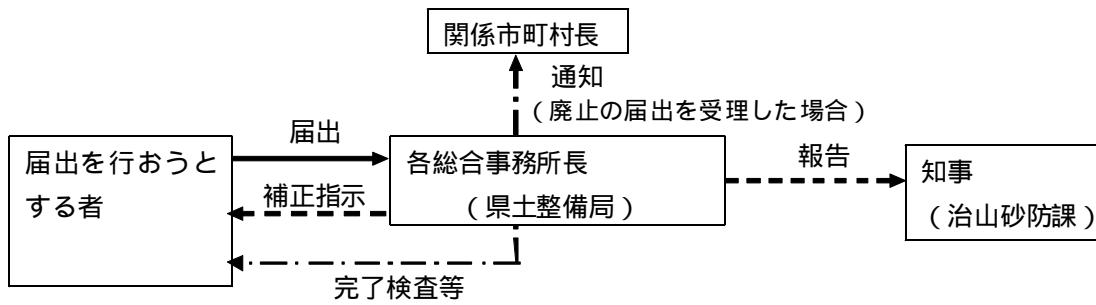
特定開発行為の許可等に係る手数料は無料

事務処理の流れ（許可関係）

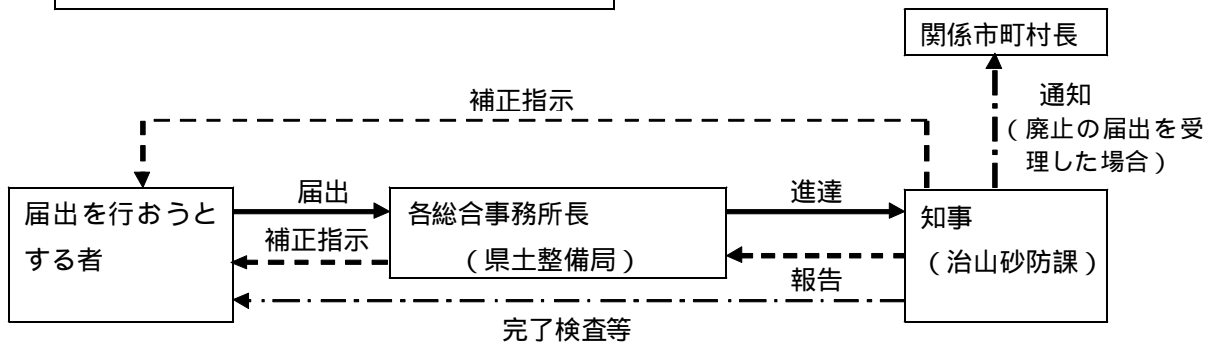


事務処理の流れ（届出関係）

軽微な変更の届出	住所等の変更の届出
既着手の届出	対策工事等の着手の届出
対策工事等の休止の届出	地位継承の届出（1ha未満）
対策工事等の廃止の届出（1ha未満）	完了の届出（1ha未満）



地位継承の届出（1ha以上）
対策工事等の廃止の届出（1ha以上）
完了の届出（1ha以上）



## 2 特定開発行為許可申請における関係他法令等との調整

特定開発行為許可に当たっては、都市計画法の開発許可等関係法令等との調整を行う必要がある。

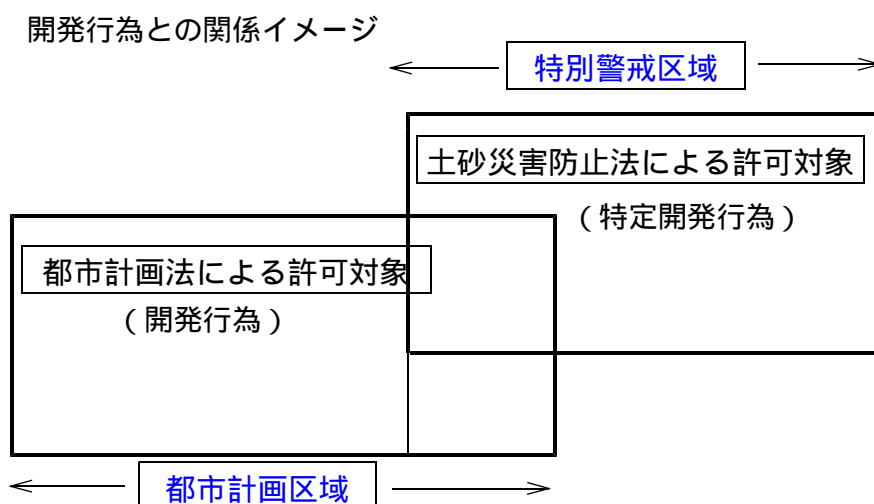
なお、都市計画法の開発許可が必要な開発については開発許可手続の中で関係法令等との調整がなされるところであるが、開発許可が必要のない開発については、特定開発行為許可の手続の中で各関係法令との調整を行う必要がある。

### (1) 開発許可との調整

特定開発行為の中で都市計画法第4条第12項の開発許可を受ける必要のあるものは、その許可も合わせて受ける必要がある。

特定開発行為許可に当たっては、開発許可と特定開発行為許可の処分とが相互に食い違いを生じないように関係部局との調整を図った上、同時に処分を行うなど許可審査に当たって十分に留意すること。

なお、都市計画法の開発許可は、許可を要する面積等の要件が都市計画法等に規定されているが、特定開発行為は開発面積に関係なく全てが許可の対象になる。



都市計画法の開発許可は要しないが、特定開発行為の許可が必要になるもの。

- ・・・都市計画区域外の宅地分譲地、社会福祉施設等の開発  
(但し、都市計画区域外の10,000m<sup>2</sup>以上の開発は開発許可も必要)

都市計画法の開発許可を要し、かつ特定開発行為の許可が必要になるもの。

- ・・・都市計画区域内の宅地分譲地、社会福祉施設等の開発  
(都市計画区域内では下表の要件を満たす場合は開発許可が必要)

都市計画法の開発許可を要するもの。(特定開発行為の許可不要)

- ・・・オフィスビル、工場等(下表の要件を満たす場合は開発許可が必要)

### 都市計画法上の開発許可の面積要件

区 域	開発許可が必要となる面積
市街化区域内	1,000m <sup>2</sup> 以上
市街化調整区域内	全ての開発行為
非線引き都市計画区域内	3,000m <sup>2</sup> 以上
都市計画区域外	10,000m <sup>2</sup> 以上

(参考：都市計画法の開発許可の申請窓口)

地 域	窓 口	電話(直通)
東部事務所管内		
鳥取市	鳥取市都市整備部建築指導課	0857-20-3238
上記以外	東部総合事務所生活環境局建築住宅課	0857-20-3649
八頭総合事務所管内	八頭総合事務所県土整備局維持管理課	0858-72-3857
中部総合事務所管内		
倉吉市	倉吉市建設部景観まちづくり課	0858-22-8175
湯梨浜町	湯梨浜町建設水道課	0858-32-1970
三朝町	三朝町地域振興課	0858-43-3515
琴浦町	琴浦町企画情報課	0858-52-1709
北栄町	北栄町産業振興課	0858-36-5565
西部総合事務所管内		
米子市	米子市建設部建築指導課	0859-23-5238
上記以外	西部総合事務所生活環境局建築住宅課	0859-31-9753
日野総合事務所管内	日野総合事務所県土整備局維持管理課	0859-72-2046

注) 中部総合事務所管内においては、全ての市町村に権限移譲済

## (2) その他の法律との関係

その他の法令等による規制について必要に応じて関係機関と調整する必要がある。

### その他の主な規制等について

法 律	規制事項	備考
森林法	保安林指定の解除等	
農地法	農地の転用の許可等	
農業振興地域の整備に関する法律	農振除外等	
自然公園法	指定地域の行為の許可等	
自然環境保全法	保全地域の行為の許可等	
鳥獣保護法	鳥獣保護区の行為の許可等	
文化財保護法	保全を必要とする土地の行為の届出等	
建築基準法	災害危険区域の建築の許可	
砂防法	砂防指定地の行為の許可	
地すべり等防止法	地すべり防止区域の行為の許可	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域の行為の許可	
道路法	道路管理者以外が行う工事の承認等	

## 第4章 許可の基準等

### 1 許可の基準

#### 法

(許可の基準)

第11条 都道府県知事は、第9条第1項の許可の申請があったときは、前条第1項第3号及び第4号に規定する工事(以下「対策工事等」という。)の計画が、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な措置を政令で定める技術的基準に従い講じたものであり、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

#### 政令

(対策工事等の計画の技術的基準)

第7条 法第11条の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

- 一 対策工事の計画は、対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画と相まって、特定予定建築物における土砂災害を防止するものであるとともに、開発区域及びその周辺の地域における土砂災害の発生のおそれを大きくすることのないものであること。
- 二 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画は、対策工事の計画と相まって、開発区域及びその周辺の地域における土砂災害の発生のおそれを大きくすることのないものであること。
- 三 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である場合にあっては、対策工事の計画は、急傾斜地の崩壊により生ずる土石等を特定予定建築物の敷地に到達させることのないよう定められた基準に従い行うものであること。 - 以下略
- 四 土砂災害の発生原因が土石流である場合にあっては、対策工事の計画は、土石流を特定予定建築物の敷地に到達させることのないよう定められた基準に従い行うものであること。 - 以下略
- 五 土砂災害の発生原因が地滑りである場合にあっては、対策工事の計画は、地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等を特定予定建築物の敷地に到達させることのないよう定められた基準に従い行うものであること。 - 以下略
- 六 対策工事の計画及び対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画において定める高さが2mを超える擁壁については、建築基準法施行令第142条(同令第7章の8の準用に関する部分を除く。)に定めるところによるものであること。

「以下略」部分は巻末掲載の政令全文を参照のこと

特定開発行為の許可は政令の基準を満たし、申請の手続が適正な場合は、許可しなければならない。

なお、技術的基準の審査に当たっては、「鳥取県特定開発行為技術マニュアル」を参考とすること。

#### 【解説】

(1) 対策工事以外の特定開発行為に関する工事についても検討を行う理由

特定開発行為としての土地の区画形質の変更は、通常、特定予定建築物の敷地のみならず、

その周辺の他の用途の建築物等の敷地と合わせて一体的に開発がなされるものであるが、制限用途の建築物の居住者や利用者の安全を確保するための対策を講じることにより、反射的に特定予定建築物周辺や開発区域周辺の他者に影響が及ぶ可能性もあり、許可権者である都道府県知事としては、当該特別警戒区域の状況や対策工事以外の特定開発行為に関する工事による当該特別警戒区域の状況の変化を踏まえた上で、その影響も考慮した対策が講じられているかどうかを判断すべきであるからである。

対策工事と対策工事以外の特定開発行為に関する工事の相互の関係は例えば、以下のとおりとなる。

対策工事が対策工事以外の工事に悪影響を与える場合

土石流を導流する目的で嵩上げ等の対策工事を実施した場合に隣接したエリアにおいて土石流による被災のおそれが増大する場合

対策工事以外の工事が対策工事に悪影響を与える場合

開発区域内の特定予定建築物を建設する予定地の直上流に大規模な盛土が造成されることによって、土石流の流下方向が変化し、予定していた導流施設へ土石流が流下しない場合

対策工事以外の工事が対策工事に効果を与える場合

一団の開発区域全体を嵩上げすることにより一定量の土石流を導流することが可能となり、当初予定したえん堤の規模を減じることが可能となる場合

対策工事が対策工事以外の工事に効果を与える場合

えん堤を整備したところ、隣接して開発を行ったエリアにおいても土石流による被災のおそれがなくなる場合

## 2 許可の条件

### 法

#### (許可の条件)

第12条 都道府県知事は、第9条第1項の許可に、対策工事等の施行に伴う災害を防止するために必要な条件を付することができる。

特定開発行為の許可に当たり、対策工事等の施行に伴う災害を防止するために必要な条件を付することができる。

特定開発行為に関する条件付与に当たっては、下記を参考に対策工事等の施工に伴う災害防止の観点から必要な条件を付すものとする。

#### (参考)

##### (1) 工事施工時の安全確保

急傾斜地の崩壊のおそれのある斜面付近等での工事は、降雨時にはがけ崩れが発生するおそれがあることから、工事施工中の作業員の安全確保、近隣住民への危険性の除去等の十全の措置が求められる。

##### (2) 施工管理の基準

当該手法の安全性が確保されているか、必要かつ十分な工事期間が保たれているかなどの適正な施工管理が求められる。

##### (3) 品質管理

当該手法・工事に使用する材料の品質(強度、密度など)、規格(厚さ、長さなど)が確保され、技術的基準に照らし適正な防災施設等が整備されているかといった品質管理が求められる。

##### (4) 周辺区域に対する環境への配慮

産業廃棄物の排出、残土処理、汚水処理、騒音対策等の環境への配慮が求められる。



### 3 既着手の場合の届出等

#### 法

(既着手の場合の届出等)

第 13 条 特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に特定開発行為(第 9 条第 1 項ただし書に規定する政令で定める行為を除く。)に着手している者は、その指定の日から起算して 21 日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する届出があった場合において、当該届出に係る開発区域(特別警戒区域内のものに限る。)における土砂災害を防止するために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、予定建築物の用途の変更その他の必要な助言又は勧告をすることができる。

#### 省令

(既着手の場合の届出の方法)

第 11 条 法第 13 条第 1 項の規定による届出は、別記様式第 3 に掲げる届出書を提出してしなければならない。

#### 【解説】

特別警戒区域の指定時に、既に特定開発行為に着手している者に対して、知事への届出を義務付けている。既に着手している特定開発行為に対して許可を得なければならないとすることは、法律不遑及の原則に反するため、土砂災害防止機能を確保し得るようにするという観点から、届出させようとするものである。

届出によって、既着手の特定開発行為の内容が把握され、これが万一危険な開発を行っているのであれば、予定建築物の用途の変更その他の必要な助言又は勧告を行うことにより、その是正を促そうとするものである。このときの助言又は勧告は具体的に以下のとおり行われる。

助言・・・現に開発行為に着手している場合、特別警戒区域内であり、土砂災害の著しい危険がある土地であるという注意喚起

勧告・・・現に施行している開発行為の計画及び施行方法が土砂災害に対して安全なものとなっていない場合における具体的な改善方法(対策工事の実施、適切な施工管理等)の勧告や予定建築物の用途の変更の勧告

既着手の届出に当たり、届出書の「特定予定建築物の敷地の位置」及び「対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要」は、特定開発行為の内容を十分に把握するために、平面図や計画図が添付されていることが望ましい。

なお、法第 13 条第 1 項の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者は、法第 33 条の規定により、20 万円以下の過料に処せられる。

#### 提出書類

届出書(省令第 11 条 別記様式第 3)

(届出手続については「第 3 章 1 申請の手続」を参照)

## 4 許可の特例

### 法

#### (許可の特例)

第 14 条 国又は地方公共団体が行う特定開発行為については、国又は地方公共団体と都道府県知事との協議が成立することをもって第 9 条第 1 項の許可を受けたものとみなす。

### 【解説】

#### (1) 許可の手続

「許可を受けたものとみなす」とは、第 1 に、許可を得るための手続を要することなく、許可があったのと同等の効果を認める法律上の処理方式である。したがって、法第 9 条（特定開発行為の制限）、法第 10 条（申請の手続）等の開発許可の申請に関連する規定は適用されない。

第 2 に、みなされた結果、国又は地方公共団体は許可を受けた者の地位に立つので、許可を受けた者に対する措置を定めた法第 17 条（工事完了の検査等）、法第 20 条（監督処分）等の規定は適用されることとなる。例えば、工事が完了し、工事完了の検査に合格すれば検査済証を交付されることとなる。

#### (2) 変更の手続

本条は、許可の変更について規定した法第 16 条第 4 項において準用されている。

したがって、法第 10 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる事項の変更をしようとする場合にも、国又は地方公共団体と知事との協議により処理することとなる。

#### (3) 特例処置が適用される法人等

特定開発行為を行うことが見込まれることが明らかである業務（住宅の建設、宅地の造成、制限用途に係る施設の設置等）が、法令上明示されている法人については、法第 14 条の適用に関し、国又は地方公共団体とみなされる。

## 5 許可又は不許可の通知

### 法

(許可又は不許可の通知)

第 15 条 都道府県知事は、第 9 条第 1 項の許可の申請があったときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 前項の処分をするには、文書をもって当該申請をした者に通知しなければならない。

特定開発行為許可の申請があったときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をし、申請者に文書により通知する。

許可等に係る標準処理期間は、事例がないため当面定めないこととするが、次の標準処理期間(案)を目安に行うこと。

### 標準処理期間(案)

事務処理事項	決裁機関	標準処理期間(案)	標準処理期間の内訳				備考
			受付		処理		
特定開発行為許可(法第9条第1項) ・協議(法第14条) ・変更許可(法第16条第1項) ・変更協議(法第16条第4項で準用される法第14条)	本庁	35日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	機	各総合事務所 県土整備局	機	治山砂防課	申請は申請地を管轄する各総合事務所県土整備局で受け付ける。
			関	7日	関	28日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	
	各総合事務所	28日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	機		機	各総合事務所 県土整備局	
			関		関	28日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	

## 6 変更の許可等

### 法

(変更の許可等)

第16条 第9条第1項の許可(この項の規定による許可を含む。)を受けた者は、第10条第1項第2号から第4号までに掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、変更後の予定建築物の用途が第9条第1項の制限用途以外のものであるとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

3 第9条第1項の許可を受けた者は、第1項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第11条、第12条及び前2条の規定は、第1項の許可について準用する。

5 第1項の許可又は第3項に規定する届出の場合における次条から第19条までの規定の適用については、第1項の許可又は第3項に規定する届出に係る変更後の内容を第9条第1項の許可の内容とみなす。

### 省令

(軽微な変更)

第12条 法第16条第1項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、対策工事等の着手予定年月日及び対策工事等の完了予定年月日の変更とする。

(変更の許可の申請書の記載事項)

第13条 法第16条第2項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 変更に係る事項
- 二 変更の理由
- 三 特定開発行為の許可の許可番号

### 県規則

(特定開発行為の変更許可の申請)

第4条 法第16条第1項の許可(以下「特定開発行為変更許可」という。)の申請は、特定開発行為変更許可申請書(様式第2号)に、省令第8条第2項から第5項まで及び第10条第1項に規定する書類並びに前条第1項に規定する書類のうち当該変更に係る事項に係る書類を添えて知事に提出することにより行うものとする。

(特定開発行為許可の変更の届出)

第5条 法第16条第3項の規定による届出は、特定開発行為変更届(様式第3号)を知事に提出することにより行うものとする。

#### (1) 変更の許可

特定開発行為の許可を受けた者が、次の事項の変更をしようとする場合は、特定開発行為変更許可申請書に許可申請時の書類のうち変更に係る書類等を添えて提出し、知事の許可を受けなければならない。

ただし、変更後の予定建築物の用途が制限用途以外のものであるとき、又は軽微な変更をしようとするときは、変更の許可手続は必要ないが、遅滞なく特定開発行為変更届を知事に提出しなければならない。

(変更許可が必要な事項)

特定予定建築物の用途及びその敷地の位置(法第10条第1項第2号)

特定予定建築物における対策工事の計画(同項第3号)

対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画(同項第4号)

(軽微な変更)

対策工事等の着手予定年月日及び対策工事等の完了予定年月日の変更(省令第12条)

なお、法第16条第1項の規定に違反して、特定開発行為をした者は、法第29条第1号の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。

また、法第16条第3項の規定に違反して届出をせず又は虚偽の届出をした者は、法第33条の規定により、20万円以下の過料に処せられる。

申請書類

特定開発行為変更許可申請書(県規則第4条 様式第2号)

許可申請時の書類のうち変更に係る書類等(県規則第4条)

特定開発行為変更届(県規則第5条 様式第2号)

(申請手続については「第3章1申請の手続」を参照)

## 第5章 各種の届出、完了検査等

### 1 住所及び氏名の変更の届出

#### 県規則

(住所及び氏名の変更の届出)

第6条 特定開発行為許可又は特定開発行為変更許可(以下これらを「行為許可」という。)を受けた者の住所又は氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名)に変更があったときは、遅滞なく、住所等変更届(様式第4号)を知事に提出するものとする。

特定開発行為の許可を受けた者の住所又は氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名)に変更があったときは、遅滞なく、住所等変更届を知事に提出すること。

#### 提出書類

住所等変更届(県規則第6条 様式第4号)

(届出手続きについては「第3章1申請の手続」を参照)

### 2 対策工事等の着手の届出

#### 県規則

(対策工事等の着手の届出)

第7条 行為許可を受けた者が、当該行為許可に係る対策工事等に着手しようとするときは、あらかじめ、対策工事等着手届(様式第5号)を知事に提出するものとする。

特定開発行為の許可を受けた者が、当該許可に係る対策工事等に着手しようとするときは、あらかじめ、対策工事等着手届を知事に提出すること。

#### 提出書類

対策工事等着手届(県規則第7条 様式第5号)

(届出手續については「第3章1申請の手続」を参照)

### 3 対策工事等の休止の届出

#### 県規則

(対策工事等の休止の届出)

第8条 行為許可を受けた者が、当該行為許可に係る対策工事等を休止しようとするときは、あらかじめ、対策工事等休止届(様式第6号)を知事に提出するものとする。

特定開発行為許可を受けた者が、当該許可に係る対策工事等を休止しようとするときは、あらかじめ、対策工事等休止届を知事に提出すること。

#### 提出書類

対策工事等休止届(県規則第8条 様式第6号)

(届出手続については「第3章1申請の手続」を参照)

### 4 地位の承継の届出

#### 県規則

(地位の承継の届出)

第9条 相続又は合併により行為許可を受けた者の地位を承継した相続人、合併後存続する法人又は合併により設立された法人(以下「承継者」という。)は、遅滞なく、特定開発行為地位承継届(様式第7号)に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 承継者が特定開発行為許可を承継した相続人であり、かつ、当該相続に係る相続人が1人の場合 当該相続人の戸籍謄本
- (2) 承継者が特定開発行為許可を承継した相続人であり、かつ、当該相続に係る相続人が2人以上であり、当該相続に係る相続人の全員の同意により当該特定開発行為を承継する者として選定された場合 当該同意があったことを証する書面及び当該承継に関係する相続人全員の戸籍謄本
- (3) 承継者が合併により特定開発行為許可を承継した法人である場合 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

相続又は合併により行為許可を受けた者の地位を承継した相続人、合併後存続する法人又は合併により設立された法人(以下「承継者」という。)は、遅滞なく、特定開発行為地位承継届に、承継を確認するための書類等を添付の上、知事に提出すること。

#### 提出書類

特定開発行為地位承継届(県規則第9条 様式第7号)  
地位の承継を確認するための書類等(県規則第9条)

(届出手続については「第3章1申請の手続」を参照)

## 5 工事完了の検査等

### 法

(工事完了の検査等)

第 17 条 第 9 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等のすべてを完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する届出があったときは、遅滞なく、当該対策工事等が第 11 条に規定する政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該対策工事等が当該政令で定める技術的基準に適合していると認めたときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該届出をした者に交付しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該対策工事等が完了した旨を公告しなければならない。

### 省令

(対策工事等の完了の届出)

第 14 条 法第 17 条第 1 項の規定による届出は、別記様式第 4 の工事完了届出書を提出して行うものとする。

(検査済証の様式)

第 15 条 法第 17 条第 2 項に規定する検査済証の様式は、別記様式第 5 とする。

(対策工事等の完了公告)

第 16 条 法第 17 条第 3 項に規定する対策工事等の完了の公告は、開発区域又は工区に含まれる地域の名称並びに特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名を明示して、都道府県の公報に掲載して行うものとする。

特定開発行為の許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等のすべてを完了したときは、工事完了届出書を提出しなければならない。

届出があったときは、遅滞なく、当該対策工事等が技術的基準に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果、技術的基準に適合していると認めたときは、検査済証を交付する。

また、検査済証を交付したときは、遅滞なく、当該対策工事等が完了した旨を公告する。

なお、工事完了の公告を行う段階では建築制限が解除されることから、特別警戒区域の指定解除も原則、同時に行うものとする。

このために、特定開発行為の工事完了公告前から特別警戒区域の指定解除も合わせて行えるように準備しておく必要がある。工事完了公告と同時に指定解除が行われない場合には混乱が生じないように建築部局と十分調整を行う必要がある。

#### 提出・交付書類

工事完了届出書(省令第 14 条 別記様式第 4)

検査済証(省令第 15 条 別記様式第 5)

(届出手続については「第 3 章 1 申請の手続」を参照)



鳥取県告示第 号

次の特定開発行為に関する対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 17 条第 3 項の規定により告示する。

平成 年 月 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 開発区域

市 町 地区

面積 平方メートル

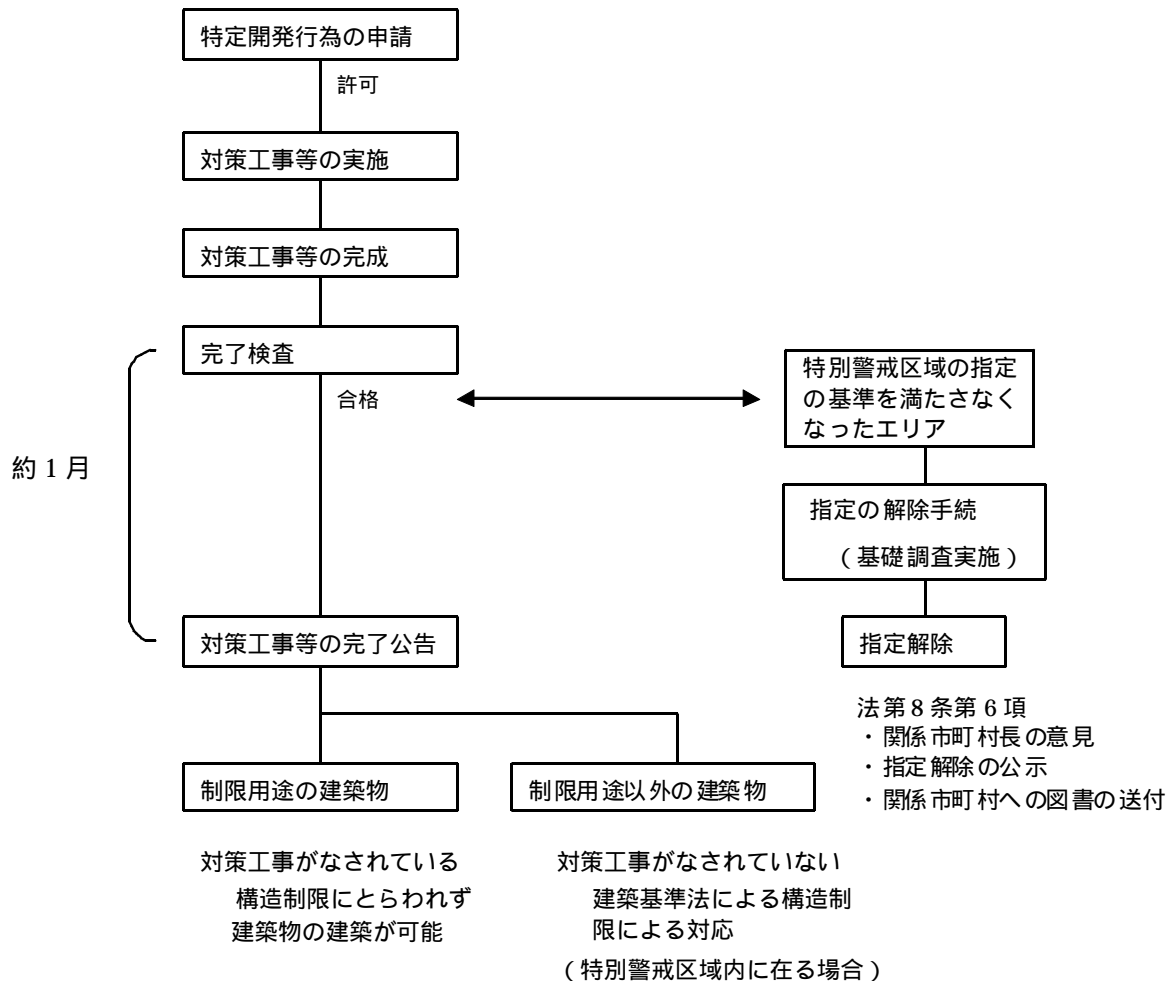
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

市 町 番地

株式会社 建設 代表取締役社長

工事完了公告（記載例）

完了検査の流れ



## 6 建築制限

### 法

#### (建築制限)

第 18 条 第 9 条第 1 項の許可を受けた開発区域（特別警戒区域内のものに限る。）内の土地においては、前条第 3 項に規定する公告があるまでの間は、第 9 条第 1 項の制限用途の建築物を建築してはならない。

### 【解説】

#### (1) 建築制限

本条は、あくまでも制限用途の建築物の建築を禁止するものであり、特定予定建築物以外のもの、すなわち、そもそも法第 9 条による制限の対象になっていない用途に係る建築物の建築を何ら制限するものではない。

なお、法第 18 条に違反した者は、法第 29 条第 2 号の規定により、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる。

#### (2) 公告前に建築に着手した場合の取り扱い

本条に違反して、公告前に建築に着手してしまった場合、法第 29 条により罰則が課されるほか、次のとおりである。

法第 20 条第 1 項第 3 号に該当するものとして監督処分の対象となる。なお、同項第 2 号に該当する場合もありうる。

建築基準法による処分として、違反建築物に対する措置（建築基準法第 9 条）や違反建築物の設計者等に対する措置（建築基準法第 9 条の 3）が課される。また、建築基準法による罰則の対象にもなりうる。

## 7 特定開発行為の廃止

### 法

(特定開発行為の廃止)

第 19 条 第 9 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等を廃止したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

### 省令

(特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出)

第 17 条 法第 19 条に規定する特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出は、別記様式第 6 による特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書を提出して行うものとする。

### 県規則

(対策工事等の廃止の届出)

第 10 条 法第 19 条の規定による対策工事等の廃止の届出(以下「廃止の届出」という。)は、省令第 17 条に規定する特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出することにより行うものとする。

- (1) 対策工事等を廃止した理由を示す書類
- (2) 対策工事等を行っていた箇所の現況を示す図面及び写真
- (3) 対策工事等を廃止した後の土砂災害の防止のための措置を記載した書類及び図面

特定開発行為の許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等を廃止したときは、遅滞なく、特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書を県規則で規定した書類を添付し、知事に提出しなければならない。

### 【解説】

この規定が設けられた理由は、対策工事等を廃止した時点で届出を義務付けることにより、廃止時の状況や廃止に伴う土砂災害防止の措置等を把握することによって、工事が途中で放棄されることに伴う災害等の弊害発生未然防止が図られることにある。

特定開発行為の廃止とは、許可を受けた開発区域の全部について廃止することをいい、当初は特定予定建築物を含んでいたが、事後的に特定予定建築物を全く含まない状況となった場合は、特定開発行為に該当しなくなることから廃止に至ったという解釈もできるが、物理的な意味での開発行為自体は継続していることから、廃止の手続ではなく、法第 16 条第 1 項に規定する変更の手続きをとるように指導する。

なお、法第 19 条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、法第 33 条の規定により、20 万円以下の過料に処せられる。

### 提出書類

- 特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書(省令第 17 条 別記様式第 6)
- 対策工事等を廃止した理由を示す書類(県規則第 10 条)
- 対策工事等を行っていた箇所の現況を示す図面及び写真(県規則第 10 条)
- 対策工事等廃止後の土砂災害の防止措置を記載した書類及び図面(県規則第 10 条)

(届出手続については「第 3 章 1 申請の手続」を参照)

## 8 市町村への通知

### 県規則

(市町村長への通知)

第 11 条 知事は、行為許可をしたとき又は廃止の届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を関係のある市町村の長に通知するものとする。

### 【解 説】

市町村においては、開発がなされることにより新たに警戒避難体制の計画等を検討する必要があるため、特定開発行為を許可した場合には知事は、遅滞なく市町村長に通知するものである。

また、廃止した場合も同様に開発を見込んで検討された警戒避難体制の計画を見直す等の必要があるため同様に市町村長に通知するものである。

## 9 許可標識

### 県規則

(許可標識)

第 12 条 行為許可を受けた者は、当該行為許可に係る工事の期間中、当該工事を行う土地の見やすい場所に、特定開発行為許可標識(様式第 8 号)を設置するものとする。

### 【解 説】

特定開発行為許可を受けて実施されている開発行為であることを明確にするため、標識の設置を義務づけているものである。

標識が設置されることにより特定開発行為が適切に実施されているか、違反行為や不正行為が行われていないか等の発見に役立つものと考えられる。

標識

特定開発行為許可標識(県規則第 12 条 様式第 8 号)

## 第6章 監督処分、立入検査等

### 1 監督処分

#### 法

##### (監督処分)

第20条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な限度において、第9条第1項若しくは第16条第1項の許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて必要な措置をとることを命ずることができる。

一 第9条第1項又は第16条第1項の規定に違反して、特定開発行為をした者

二 第9条第1項又は第16条第1項の許可に付した条件に違反した者

三 特別警戒区域で行われる又は行われた特定開発行為（当該特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に着手している行為を除く。）であって、特定予定建築物の土砂災害を防止するために必要な措置を第11条に規定する政令で定める技術的基準に従って講じていないものに関する工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者

四 詐欺その他不正な手段により第9条第1項又は第16条第1項の許可を受けた者

2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

4 前項の標識は、第1項の規定による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

#### 【解説】

特定開発行為の許可に関する違反行為又は不正行為を行った者に対し、知事がこれらの状態を是正するために必要な処分を行うことができるようになっている。

##### (1) 監督処分の対象

法第20条第1項の規定により知事は、次のいずれかに該当する者に対して、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な限度において、違反是正のための措置をとることを命ずることができる。

法第9条第1項（特定開発行為の許可）の規定に違反して、特定開発行為をした者

法第16条第1項（変更の許可）の規定に違反して、特定開発行為をした者

法第 9 条第 1 項の許可に付した条件に違反した者  
法第 16 条第 1 項の許可に付した条件に違反した者  
法第 11 条による政令第 7 条の技術的基準の規定に違反した対策工事等の注文主若しくは  
請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで、自ら工事をしている者若  
しくはした者  
詐欺その他不正な手段により法第 9 条第 1 項又は法第 16 条第 1 項の許可を受けた者

なお、法第 20 条第 1 項の規定による都道府県知事の命令に違反した者は、法第 29 条第 3  
号の規定により、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる。

## 2 立入検査

### 法

#### （立入検査）

第 21 条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第 9 条第 1 項、第 16  
条第 1 項、第 17 条第 2 項、第 18 条又は前条第 1 項の規定による権限を行うため必要  
がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われて  
いる対策工事等の状況を検査することができる。

2 第 5 条第 5 項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解しては  
ならない。

### 【解説】

特定開発行為に関する本法に基づく処分等の適正性を確保するため、以下に示す場合は、そ  
の対象となる土地に立ち入り、当該土地又は対策工事等の状況を検査することができる。

- （ 1 ）当該特定開発行為を許可するかどうかを決定するため（法第 9 条第 1 項）
- （ 2 ）当該特定開発行為の変更を許可するかどうかを決定するため（法第 16 条第 1 項）
- （ 3 ）工事完了の届出があったときに、当該対策工事等が法第 11 条に規定する政令で定める技  
術的基準に適合したものとなっているかどうかを検査するため（法第 17 条第 2 項）
- （ 4 ）当該土地において制限用途の建築物の建築の禁止が遵守されているかどうか把握するた  
め（法第 18 条）
- （ 5 ）当該特定開発行為の許可を取り消す等の措置をとるかどうか等を決定するため（法第 20  
条第 1 項）

なお、法第 21 条第 1 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第 30 条  
第 2 号の規定により、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられる。

### 3 報告の徴収等

#### 法

##### (報告の徴収等)

第 22 条 都道府県知事は、第 9 条第 1 項又は第 16 条第 1 項の許可を受けた者に対し、当該許可に係る土地又は当該許可に係る対策工事等の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該土地における土砂災害を防止するために必要な助言若しくは勧告をすることができる。

特定開発行為の現状を的確に把握するため、特定開発行為の許可を受けた者に対して、知事は、当該許可に係る土地の状況又は当該土地に係る造成工事、対策工事等の状況に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

なお、法第 22 条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、法第 31 条により、20 万円以下の罰金に処せられる。

### 4 罰則

#### 法

##### (罰則)

第 29 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 9 条第 1 項又は第 16 条第 1 項の規定に違反して、特定開発行為をした者
- 二 第 18 条の規定に違反して、第 9 条第 1 項の制限用途の建築物を建築した者
- 三 第 20 条第 1 項の規定による都道府県知事の命令に違反した者

第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 5 条第 7 項の規定に違反して、土地の立ち入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者
- 二 第 21 条第 1 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第 31 条 第 22 条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、20 万円以下の罰金に処する。

第 32 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第 33 条 第 13 条第 1 項、第 16 条第 3 項又は第 19 条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20 万円以下の過料に処する。

【解 説】

( 1 ) 違反行為者に対する罰則

違反行為者に対する罰則は次表に示すとおりである。

条	罰 則 規 定	罰 則 対 象
第29条	1年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金	法第9条第1項（特別開発行為の制限）、又は法第16条第1項（変更の許可等）の規定に違反して、特定開発行為をした者
		法第18条（建築制限）の規定に違反して、法第9条第1項の制限用途の建築物を建築した者
		法第20条第1項（監督処分）の規定による都道府県知事の命令に違反した者
第30条	6月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金	法第5条第7項（基礎調査のための土地の立入り等）の規定に違反して、土地の立ち入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者
		法第21条第1項（立入検査）の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
第31条	20万円以下の罰金	法第22条（報告の徴収等）の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
第33条	20万円以下の過料	法第13条第1項（既着手の場合の届出）、法第16条第3項（変更の届出）、又は法第19条（特定開発行為の廃止の届出）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

( 2 ) 雇用者等に対する罰則

法第29条から法第31条に規定されている違反行為がなされた場合、現実にその行為をした者が法第29条から法第31条に規定されているとおりの罰則の適用を受けるのであるが、それに加えて、当該現実にその行為をした者が、以下のいずれかに当たる場合には、その法人又は人に対しても、それぞれ該当する条文に基づき罰則が科せられるものである。

法人の代表者

法人・個人の代理人

法人・個人の使用人その他の従業者

これは、実際の行為者は、必ずしも自身の固有の利益・動機のために違反行為を行うわけではなく、自身が所属している法人や雇用されている法人・個人、代理人を務めている法人・個人の利益のために、あるいはこれら法人・個人に命じられて行動した結果、これら違反行為を行う場合があることから、その法人・個人に対しても罰則を科することにより、本法の実効性の確保を図ろうとされたものである。



**【各種様式、チェックリスト、関係法令等】**

## 目 次

1	特定開発行為許可等関係様式	・・・P41
	特定開発行為許可申請書(省令第8条 別記様式第2)	
	計画説明書(県規則第3条 様式第1号)	
	既着手の届出(省令第11条 別記様式第3)	
	特定開発行為変更許可申請書(県規則第4条 様式第2号)	
	特定開発行為変更届(県規則第5条 様式第3号)	
2	各種届出等関係様式	・・・P47
	住所等変更届(県規則第6条 様式第4号)	
	対策工事等着手届(県規則第7条 様式第5号)	
	対策工事等休止届(県規則第8条 様式第6号)	
	特定開発行為地位承継届(県規則第9条 様式第7号)	
3	完成、検査等関係様式	・・・P51
	対策工事等完了届出書(省令第14条 別記様式第4)	
	特定開発行為に関する対策工事等の検査済証(省令第15条 別記様式第5)	
	特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書(省令第16条 別記様式第6)	
	特定開発行為許可標識(県規則第12条 様式第8号)	
		・・・P55
4	土砂災害防止法関係法令	
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令	
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則	
	鳥取県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則	
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令等を定める告示	
5	特定開発行為許可に係る申請書類等チェックリスト	・・・P79

特定開発行為許可申請書（省令第8条 別記様式第2）

別記様式第二（第8条関係）

特 定 開 発 行 為 許 可 申 請 書

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の規定により、特定開発行為の許可を申請します。 年 月 日 様 許可申請者住所 氏名	手数料欄 印
--	-----------

特 定 開 発 行 為 の 概 要	1	開発区域に含まれる地域の名称	
	2	開発区域の面積	平方メートル
	3	特定予定建築物の用途	
	4	特定予定建築物の敷地の位置	
	5	対策工事の概要	
	6	対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要	
	7	対策工事等着手予定年月日	年 月 日
	8	対策工事等完了予定年月日	年 月 日
	9	その他必要な事項	

受 付 番 号	年 月 日 第 号
許可に付した条件	
許 可 番 号	年 月 日 第 号

- 備考
- 1 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
  - 2 許可申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
  - 3 印のある欄は記載しないこと。
  - 4 「その他必要な事項」の欄には、特定開発行為を行うことについて、他の法令による許可、許可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

計画説明書（県規則第3条 様式第1号）

様式第1号（第3条関係）

対策工事等工事計画説明書

1 対策工事等の計画の方針

(1) 対策工事

項目	内容		
対策工事实施箇所	土砂災害特別警戒区域名		箇所番号
対策工事予定期間	年 月 ~ 年 月		
対策工事対象特定予定建築物の概要	構造	敷地面積	m <sup>2</sup>
		建築面積	m <sup>2</sup>
対策工事の方法			
対策工事の設計での特別の留意事項			

(2) 対策工事以外の工事

項目	内容		
対策工事以外の工事の実施箇所	土砂災害特別警戒区域名		箇所番号
工事予定期間	年 月 ~ 年 月		
対策工事以外の工事の方法			
対策工事以外の工事の設計での特別の留意事項			

2 急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地の現況

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象

ア 土石流 イ 急傾斜地の崩壊 ウ 地滑り

(2) その他の法律の指定に関する区域区分

ア 砂防指定地 イ 急傾斜地崩壊危険区域 ウ 地すべり防止区域 エ 保安林  
オ その他( ) カ なし

(3) 土地の概要

	宅地	農地	山林	公共施設用地	その他	計
面積 (m <sup>2</sup> )						
比率 (%)						100.0

(4) 既存砂防施設等の状況

項目	内容	
施設名	設置時期	年 月
構造		
その他		

(5) 現場状況（現況写真）

3 開発区域の現況

(1) 土地の現況

ア 区域区分

(ア) 市街化区域 (イ) 市街化調整区域 (ウ) (ア)及び(イ)以外の都市計画区域

イ 地域地区

(ア) 用途地域 (イ) その他の地域地区

ウ 土地の概要

	宅 地	農 地	山 林	公共施設用地	そ の 他	計
面積(m <sup>2</sup> )						
比率(%)						100.0

(2) 土地利用計画

ア 計画の概要(土砂災害特別警戒区域内)

	建 築 物		公共施設用地	公益的施設用地	そ の 他	計
	制 限 用 途	制限用 途以外				
面積(m <sup>2</sup> )						
比率(%)						100.0

イ 予定建築物の用途( )

4 周辺への影響について配慮した事項

(1) 特定予定建築物の周辺

(2) 開発区域の周辺

5 排水計画に関する事項

(1) 排水流域図

(2) 水理計算

備考

1 この様式は、開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区毎に作成すること。

2 この様式において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 砂防指定地 砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された土地

(2) 急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により指定された区域

(3) 地すべり防止区域 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の規定により指定された区域

(4) 保安林 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された森林

(5) 都市計画区域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条第1項又は第2項の規定により指定された区域

(6) 市街化区域 都市計画法第7条第2項に規定する区域

(7) 市街化調整区域 都市計画法第7条第3項に規定する区域

(8) 地域地区 都市計画法第8条第1項各号に規定する地域、地区又は街区

(9) 用途地域 都市計画法第8条第1項第1号に規定する地域

(10) 公共施設用地 都市計画法第4条第14項に規定する公共施設が所在する土地

(11) 公益的施設用地 公衆の日常生活に欠くことのできない事業であって運輸、郵便、電信、電話、水道、電気若しくはガスの供給、医療又は公衆衛生等の事業を行うことを目的とする施設が所在する土地

既着手の届出（省令第11条 別記様式第3）

別記様式第三（第11条関係）

届 出 書

年 月 日

様

届出者 住所  
氏名

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第13条1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	開発区域に含まれる地域の名称	
2	開発区域の面積	平方メートル
3	特定予定建築物の用途	
4	特定予定建築物の敷地の位置	
5	対策工事の概要	
6	対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要	
7	対策工事等の着手年月日	年 月 日
8	対策工事等の完了予定年月日	年 月 日
9	対策工事等の進捗状況	

備考 許可申請者又は対策工事等施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

特定開発行為変更許可申請書（県規則第4条 様式第2号）

様式第2号（第4条関係）

特 定 開 発 行 為 変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

職 氏 名 様

住所又は所在地  
氏名又は名称及  
び代表者の氏名  
電話番号

印

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第16条第1項の規定に基づき、特定開発行為の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

特定開発行為許可番号	年 月 日 第 号			
変更事項				
変更の内容	変 更 後		変 更 前	
変更の理由				
その他必要な事項				
受付番号	年 月 日 第 号			
変更許可に付した条件				
変更の許可番号	年 月 日 第 号			

備考

- 1 印のある欄は記載しないこと。
- 2 「その他必要な事項」の欄には、特定開発行為を行うことについて、他の法令による許可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 変更の経緯が分かる書類

特定開発行為変更届（県規則第5条 様式第3号）

様式第3号（第5条関係）

特 定 開 発 行 為 変 更 届

年 月 日

職 氏 名 様

住所又は所在地  
氏名又は名称及  
び代表者の氏名  
電話番号

印

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第16条第3項の規定に基づき、同条第1項ただし書に該当する変更について、次のとおり届け出ます。

特定開発行為許可番号	年 月 日 第 号			
変更事項				
変更の内容	変 更 後		変 更 前	
変更の理由				

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 変更の経緯が分かる書類



住所等変更届（県規則第6条 様式第4号）

様式第4号（第6条関係）

住 所 等 変 更 届

年 月 日

職 氏 名 様

住所又は所在地  
氏名又は名称及  
び代表者の氏名  
電話番号



鳥取県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第6条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定開発行為許可番号	年 月 日 第 号			
変更事項				
変更の内容	変 更 後		変 更 前	
変更の理由				

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 変更の経緯が分かる書類

対策工事等着手届（県規則第 7 条 様式第 5 号）

様式第 5 号（第 7 条関係）

対 策 工 事 等 着 手 届

年 月 日

職 氏 名 様

住所又は所在地  
氏名又は名称及  
び代表者の氏名  
電話番号

印

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項の許可を受けた特定開発行為に係る工事に着手するので、次のとおり届け出ます。

- 1 特定開発行為許可番号                            年   月   日   第            号  
2 工事着手年月日  
（1）対策工事                                         年   月   日  
（2）対策工事以外の工事                           年   月   日

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

対策工事等休止届（県規則第8条 様式第6号）

様式第6号（第8条関係）

対 策 工 事 等 休 止 届

年 月 日

職 氏 名 様

住所又は所在地  
氏名又は名称及  
び代表者の氏名  
電話番号

印

鳥取県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第8条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定開発行為許可番号	年 月 日 第 号
休 止 期 日	年 月 日
休 止 理 由	
再 開 予 定 期 日	
開発区域の状況	
休止期間の保全計画	

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

特定開発行為地位承継届（県規則第9条 様式第7号）

様式第7号（第9条関係）

特 定 開 発 行 為 地 位 承 継 届

年 月 日

職 氏 名 様

住所又は所在地  
氏名又は名称及  
び代表者の氏名  
電話番号

印

特定開発行為の許可を受けた地位を承継したので、鳥取県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第9条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定開発行為許可番号		年 月 日 第 号
承 継 者	氏名又は名称	
	代表者の氏名	
被 承 継 者	氏名又は名称	
	代表者の氏名	
承継年月日		年 月 日
承継の理由		

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 特定開発行為の許可を受けた地位を承継したことを証する書類

対策工事等完了届出書（省令第14条 別記様式第4）

別記様式第四（第14条関係）

対策工事等完了届出書

年 月 日

様

届出者 住所  
氏名 印

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第17条第1項の規定により、特定開発行為の許可に関する対策工事等（許可番号 年 月 日 第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 対策工事等の完了年月日 年 月 日
- 2 対策工事等を完了した開発区域  
に含まれる地域の名称

受付番号	年 月 日 第 号
検査年月日	年 月 日
検査結果	合 否
検査済証番号	年 月 日 第 号
工事完了公告年月日	年 月 日

- 備考
- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
  - 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
  - 3 印のある欄は記載しないこと。

特定開発行為に関する対策工事等の検査済証（省令第15条 別記様式第5）

別記様式第五（第15条関係）

特定開発行為に関する対策工事等の検査済証

第 号  
年 月 日

都道府県知事 印

下記の特定開発行為に関する対策工事等は、 年 月 日検査の結果土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の規定による特定開発行為の許可の内容に適合していることを証明します。

記

- 1 許可番号 年 月 日 第 号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名

特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書（省令第16条 別記様式第6）

別記様式第六（第16条関係）

特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書

年 月 日

様

届出者住所氏名

印

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第19条の規定により、特定開発行為に関する対策工事等（許可番号 年 月 日 第 号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

1 特定開発行為に関する対策工事等を廃止した年月日

年 月 日

2 特定開発行為に関する対策工事等の廃止に係る開発区域に含まれる地域の名称

3 特定開発行為に関する対策工事等の廃止に係る開発区域の面積

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

特定開発行為許可標識（県規則第12条 様式第8号）

様式第8号（第12条関係）

特 定 開 発 行 為 許 可 標 識			
許 可 年 月 日	年	月	日
許 可 番 号	第		号
対策工事等の期間	年	月	日から
	年	月	日まで
開発区域の地域の名称			
開発区域の面積			
特定予定建築物の用途			
許可を受けた者の住所（所在地）			
氏名（名称及び代表者氏名）			電話
工事施行者の住所（所在地）			
氏名（名称及び代表者氏名）			電話
住 所			
工 事 監 理 者 の			電話
氏 名			

70センチメートル

50  
セ  
ン  
チ  
メ  
ー  
ト  
ル



土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律  
(平成十二年五月八日法律第五十七号)  
最終改正：平成一七年五月二日法律第三七号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊（傾斜度が三十度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。）土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。）又は地滑り（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。）（以下「急傾斜地の崩壊等」と総称する。）を発生原因として国民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

第二章 土砂災害防止対策基本指針等

(土砂災害防止対策基本指針)

第三条 国土交通大臣は、土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関する基本的な事項
  - 二 次条第一項の基礎調査の実施について指針となるべき事項
  - 三 第六条第一項の土砂災害警戒区域及び第八条第一項の土砂災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項
  - 四 第八条第一項の土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転その他この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関し指針となるべき事項
- 3 国土交通大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣及び農林水産大臣に協議するとともに、社会資本整備審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 国土交通大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。

(基礎調査)

第四条 都道府県は、基本指針に基づき、おおむね五年ごとに、第六条第一項の土砂災害警戒区域及び第八条第一項の土砂災害特別警戒区域の指定その他この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査（以下「基礎調査」という。）を行うものとする。

- 2 都道府県は、基礎調査の結果を、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長に通知しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、都道府県に対し、基礎調査の結果について必要な報告を求めることができる。

(基礎調査のための土地の立入り等)

第五条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、基礎調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

- 2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

- 3 第一項の規定により宅地又は垣、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- 4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。
- 5 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用しようとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見を聴かなければならない。
- 7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項に規定する立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。
- 8 都道府県は、第一項に規定する立入り又は一時使用により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 9 前項に規定する損失の補償については、都道府県と損失を受けた者とが協議しなければならない。
- 10 前項に規定する協議が成立しない場合においては、都道府県は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服のある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

### 第三章 土砂災害警戒区域

#### （土砂災害警戒区域）

- 第六条 都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。
- 2 前項に規定する指定（以下この条において「指定」という。）は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域及びその発生原因となる自然現象の種類を定めてするものとする。
  - 3 都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かなければならない。
  - 4 都道府県知事は、指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を公示しなければならない。
  - 5 都道府県知事は、前項に規定する公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。
  - 6 前三項の規定は、指定の解除について準用する。

#### （警戒避難体制の整備等）

- 第七条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の長。以下同じ。）は、警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）による市町村地域防災計画をいう。）において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。
- 2 市町村防災会議は、警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。
  - 3 警戒区域をその区域に含む市町村の長は、第一項に規定する市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その

他の必要な措置を講じなければならない。

#### 第四章 土砂災害特別警戒区域

(土砂災害特別警戒区域)

第八条 都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。

- 2 前項に規定する指定（以下この条において「指定」という。）は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域並びにその発生原因となる自然現象の種類及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項（土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な事項として政令で定めるものに限る。）を定めてするものとする。
- 3 都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び第二項に規定する政令で定める事項を公示しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項に規定する公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。
- 6 指定は、第四項に規定する公示によってその効力を生ずる。
- 7 関係のある市町村の長は、第五項の図書を当該市町村の事務所において、一般の縦覧に供しなければならない。
- 8 都道府県知事は、土砂災害の防止に関する工事の実施等により、特別警戒区域の全部又は一部について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該特別警戒区域の全部又は一部について指定を解除するものとする。
- 9 第三項から第六項までの規定は、前項に規定する解除について準用する。

(特定開発行為の制限)

第九条 特別警戒区域内において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。以下「予定建築物」という。）の用途が制限用途であるもの（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為については、この限りでない。

- 2 前項の制限用途とは、予定建築物の用途で、住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設（政令で定めるものに限る。）以外の用途でないものをいう。

(申請の手続)

第十条 前条第一項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 特定開発行為をする土地の区域（以下「開発区域」という。）の位置、区域及び規模
  - 二 予定建築物（前条第一項の制限用途のものに限る。以下「特定予定建築物」という。）の用途及びその敷地の位置
  - 三 特定予定建築物における土砂災害を防止するため自ら施行しようとする工事（以下「対策工事」という。）の計画
  - 四 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画
  - 五 その他国土交通省令で定める事項
- 2 前項の申請書には、国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。

(許可の基準)

第十一条 都道府県知事は、第九条第一項の許可の申請があったときは、前条第一項第三号及び第四号に規定する工事(以下「対策工事等」という。)の計画が、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な措置を政令で定める技術的基準に従い講じたものであり、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

(許可の条件)

第十二条 都道府県知事は、第九条第一項の許可に、対策工事等の施行に伴う災害を防止するために必要な条件を付することができる。

(既着手の場合の届出等)

第十三条 特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に特定開発行為(第九条第一項ただし書に規定する政令で定める行為を除く。)に着手している者は、その指定の日から起算して二十一日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する届出があった場合において、当該届出に係る開発区域(特別警戒区域内のものに限る。)における土砂災害を防止するために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、予定建築物の用途の変更その他の必要な助言又は勧告をすることができる。

(許可の特例)

第十四条 国又は地方公共団体が行う特定開発行為については、国又は地方公共団体と都道府県知事との協議が成立することをもって第九条第一項の許可を受けたものとみなす。

(許可又は不許可の通知)

第十五条 都道府県知事は、第九条第一項の許可の申請があったときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 前項の処分をするには、文書をもって当該申請をした者に通知しなければならない。

(変更の許可等)

第十六条 第九条第一項の許可(この項の規定による許可を含む。)を受けた者は、第十条第一項第二号から第四号までに掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、変更後の予定建築物の用途が第九条第一項の制限用途以外のものであるとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

3 第九条第一項の許可を受けた者は、第一項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第十一条、第十二条及び前二条の規定は、第一項の許可について準用する。

5 第一項の許可又は第三項に規定する届出の場合における次条から第十九条までの規定の適用については、第一項の許可又は第三項に規定する届出に係る変更後の内容を第九条第一項の許可の内容とみなす。

(工事完了の検査等)

第十七条 第九条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等のすべてを完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する届出があったときは、遅滞なく、当該対策工事等が第十一条に規定する政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該対策工事等が当該政令で定める技術的基準に適合していると認めるときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該届出をした者に交付しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該対策工事等が完了した旨を公告しなければならない。

( 建築制限 )

第十八条 第九条第一項の許可を受けた開発区域 ( 特別警戒区域内のものに限る。 ) 内の土地においては、前条第三項に規定する公告があるまでの間は、第九条第一項の制限用途の建築物を建築してはならない。

( 特定開発行為の廃止 )

第十九条 第九条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等を廃止したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

( 監督処分 )

第二十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な限度において、第九条第一項若しくは第十六条第一項の許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて必要な措置をとることを命ずることができる。

- 一 第九条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して、特定開発行為をした者
  - 二 第九条第一項又は第十六条第一項の許可に付した条件に違反した者
  - 三 特別警戒区域で行われる又は行われた特定開発行為 ( 当該特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に着手している行為を除く。 ) であって、特定予定建築物の土砂災害を防止するために必要な措置を第十一条に規定する政令で定める技術的基準に従って講じていないものに関する工事の注文主若しくは請負人 ( 請負工事の下請人を含む。 ) 又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者
  - 四 詐欺その他不正な手段により第九条第一項又は第十六条第一項の許可を受けた者
- 2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 4 前項の標識は、第一項の規定による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

( 立入検査 )

第二十一条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第九条第一項、第十六条第一項、第十七条第二項、第十八条又は前条第一項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができる。

- 2 第五条第五項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

( 報告の徴収等 )

第二十二条 都道府県知事は、第九条第一項又は第十六条第一項の許可を受けた者に対し、当該許可に係る土地又は当該許可に係る対策工事等の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該土地における土砂災害を防止するために必要な助言若しくは勧告をすることができる。

( 特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造耐力に関する基準 )

第二十三条 特別警戒区域における土砂災害の発生を防止するため、建築基準法第二十条に基づき政令においては、居室を有する建築物の構造が当該土砂災害の発生原因となる自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に対して安全なものとなるよう建築物の構造耐力に関する基準を定めるものとする。

(特別警戒区域内における居室を有する建築物に対する建築基準法の適用)

第二十四条 特別警戒区域(建築基準法第六条第一項第四号の区域を除く。)内における居室を有する建築物(同項第一号から第三号までに掲げるものを除く。)については、同項第四号の規定に基づき都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内における建築物とみなして、同法第六条から第七条の五まで、第十八条、第八十九条、第九十一条及び第九十三条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

(移転等の勧告)

第二十五条 都道府県知事は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には特別警戒区域内に存する居室を有する建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれ大きいと認めるときは、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、当該建築物の移転その他土砂災害を防止し、又は軽減するために必要な措置をとることを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地の取得についてのおっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第五章 雑則

(費用の補助)

第二十六条 国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、基礎調査に要する費用の一部を補助することができる。

(資金の確保等)

第二十七条 国及び都道府県は、第二十五条第一項に規定する勧告に基づく建築物の移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又はそのおっせんに努めるものとする。

(緊急時の指示)

第二十八条 国土交通大臣は、土砂災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合において、土砂災害を防止し、又は軽減するため緊急の必要があると認められるときは、都道府県知事に対し、この法律の規定により都道府県知事が行う事務のうち政令で定めるものに関し、必要な指示をすることができる。

## 第六章 罰則

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して、特定開発行為をした者
- 二 第十八条の規定に違反して、第九条第一項の制限用途の建築物を建築した者
- 三 第二十条第一項の規定による都道府県知事の命令に違反した者

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第七項の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者
- 二 第二十一条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十一条 第二十二條の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第三十三条 第十三条第一項、第十六条第三項又は第十九条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令  
(平成十三年三月二十八日政令第八十四号)  
最終改正：平成一九年三月二二日政令第五五号

内閣は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第五条第十項、第六条第一項、第八条第一項及び第二項、第九条第一項ただし書及び第二項、第十一条、第二十六条並びに第二十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

(収用委員会の裁決の申請手続)

第一条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第五条第十項の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、同条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

(土砂災害警戒区域の指定の基準)

第二条 法第六条第一項の政令で定める基準は、次の各号に掲げる土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ、当該各号に定める土地の区域であることとする。

一 急傾斜地の崩壊 次に掲げる土地の区域

イ 急傾斜地（傾斜度が三十度以上である土地の区域であって、高さが五メートル以上のものに限る。以下同じ。）

ロ 次に掲げる土地の区域のうちイの急傾斜地の上端と下端の右端の点を通る鉛直面と左端の点を通る鉛直面で挟まれる土地の区域

(1) イの急傾斜地の上端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域であって、当該上端からの水平距離が十メートル以内のもの

(2) イの急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域であって、当該下端からの水平距離が当該急傾斜地の高さに相当する距離の二倍（当該距離の二倍が五十メートルを超える場合にあっては、五十メートル）以内のもの（急傾斜地の崩壊が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石等が到達しないと認められる土地の区域を除く。）

二 土石流 その流水が山麓における扇状の地形の地域に流入する地点より上流の部分の勾配が急な河川（当該上流の流域面積が五平方キロメートル以下であるものに限る。第七条第四号八において「溪流」という。）のうち当該地点より下流の部分及び当該下流の部分に隣接する一定の土地の区域であって、国土交通大臣が定める方法により計測した土地の勾配が二度以上のもの（土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。）

三 地滑り 次に掲げる土地の区域

イ 地滑り区域 地滑りしている区域又は地滑りするおそれのある区域をいう。以下同じ。）

ロ イの地滑り区域に隣接する一定の土地の区域であって、当該地滑り区域及び当該一定の土地の区域を投影した水平面上において、当該一定の土地の区域の投影が、当該地滑り区域の境界線の投影（以下この号において「境界線投影」という。）のうち当該境界線投影と地滑り方向（当該地滑り区域に係る地滑り地塊が滑る場合に当該水平面上において当該地滑り地塊の投影が移動する方向をいう。以下この号及び次条第三号ロにおいて同じ。）に平行な当該水平面上の二本の直線との接点を結ぶ部分で地滑り方向にあるもの（同号ロにおいて「特定境界線投影」という。）を、当該境界線投影に接する地滑り方向と直交する当該水平面上の二本の直線間の距離（当該距離が二百五十メートルを超える場合にあっては、二百五十メートル）だけ当該水平面上において地滑り方向に平行に移動したときにできる軌跡に一致する土地の区域（地滑りが発生した場合において、地形の状況により明らかに地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等が到達しないと認められる土地の区域を除く。）

(土砂災害特別警戒区域の指定の基準)

第三条 法第八条第一項の政令で定める基準は、次の各号に掲げる土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ、当該各号に定める土地の区域であることとする。



- 一 急傾斜地の崩壊 次に掲げる土地の区域
  - イ その土地の区域内に建築物が存するとした場合に急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により当該建築物の地上部分に作用すると想定される力の大きさ（当該急傾斜地の高さ及び傾斜度、当該急傾斜地の下端から当該建築物までの水平距離等に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。）が、通常の居室を有する建築物（以下この条において「通常の建築物」という。）が土石等の移動に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさ（当該急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により力が当該通常の建築物の地上部分に作用する場合の土石等の高さに応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。）を上回る土地の区域
  - ロ その土地の区域内に建築物が存するとした場合に急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により当該建築物の地上部分に作用すると想定される力の大きさ（当該急傾斜地の高さ及び傾斜度、当該急傾斜地の下端から当該建築物までの水平距離等に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。）が、通常の建築物が土石等の堆積に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさ（当該急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により力が当該通常の建築物の地上部分に作用する場合の土石等の高さに応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。）を上回る土地の区域
- 二 土石流 その土地の区域内に建築物が存するとした場合に土石流により当該建築物に作用すると想定される力の大きさ（当該土石流により流下する土石等の量、土地の勾配等に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。）が、通常の建築物が土石流に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさ（当該土石流により力が当該通常の建築物に作用する場合の土石流の高さに応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。）を上回る土地の区域
- 三 地滑り 次の要件を満たす土地の区域
  - イ その土地の区域内に建築物が存するとした場合に地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等の移動により力が当該建築物に作用した時から三十分間が経過した時において当該建築物に作用すると想定される力の大きさ（当該地滑り地塊の規模等に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。）が、通常の建築物が土石等の移動に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさ（当該地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等の移動により力が当該通常の建築物に作用する場合の土石等の高さに応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。）を上回る土地の区域であること。
  - ロ 地滑り区域に隣接する一定の土地の区域であって、当該地滑り区域及び一定の土地の区域を投影した水平面上において、当該一定の土地の区域の投影のすべてが、特定境界線投影を当該水平面上において地滑り方向に六十メートル平行に移動したときにできる軌跡の範囲内にあるものであること。

（建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項）

第四条 法第八条第二項の政令で定める衝撃に関する事項は、次の各号に掲げる土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 急傾斜地の崩壊 イに掲げる区域の区分並びに当該区域の区分ごとに定めるロ及びハに掲げる事項
  - イ 土砂災害特別警戒区域について、急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動又は堆積により建築物の地上部分に作用すると想定される力の大きさを考慮して国土交通大臣が定める方法により、行う区域の区分
  - ロ イの定めるところにより区分された区域内に建築物が存するとした場合に急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により当該建築物の地盤面に接する部分に作用すると想定される力の大きさ（当該急傾斜地の高さ及び傾斜度、当該急傾斜地の下端から当該建築物までの水平距離等に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。）のうち最大のもの及び当該力が当該建築物に作用する場合の土石等の高さ
  - ハ イの定めるところにより区分された区域内に建築物が存するとした場合に急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により当該建築物の地盤面に接する部分に作用すると想定される力の大きさ（当該急傾斜地の高さ及び傾斜度、当該急傾斜地の下端から当該建築物までの水平距離等に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。）のうち

- ち最大のもの及び当該力が当該建築物に作用する場合の土石等の高さ
- 二 土石流 イに掲げる区域の区分及び当該区域の区分ごとに定めるロに掲げる事項
  - イ 土砂災害特別警戒区域について、土石流により建築物に作用すると想定される力の大きさを考慮して国土交通大臣が定める方法により、行う区域の区分
  - ロ イの定めるところにより区分された区域内に建築物が存するとした場合に土石流により当該建築物の地盤面に接する部分に作用すると想定される力の大きさ（当該土石流により流下する土石等の量、土地の勾配等に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。）のうち最大のもの及び当該力が当該建築物に作用する場合の土石流の高さ
- 三 地滑り 土砂災害特別警戒区域内に建築物が存するとした場合に地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等の移動により力が当該建築物に作用した時から三十分間が経過した時において当該建築物の地盤面に接する部分に作用すると想定される力の大きさ（当該地滑り地塊の規模等に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。）及び当該力が当該建築物に作用する場合の土石等の高さ

（特定開発行為の制限の適用除外）

第五条 法第九条第一項 ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為
- 二 仮設建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

（制限用途）

第六条 法第九条第二項 の政令で定める社会福祉施設、学校及び医療施設は、次に掲げるものとする。

- 一 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（児童自立支援施設を除く。）、母子福祉施設、母子健康センターその他これらに類する施設
- 二 特別支援学校及び幼稚園
- 三 病院、診療所及び助産所

（対策工事等の計画の技術的基準）

第七条 法第十一条 の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

- 一 対策工事の計画は、対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画と相まって、特定予定建築物における土砂災害を防止するものであるとともに、開発区域及びその周辺の地域における土砂災害の発生のおそれを大きくすることのないものであること。
- 二 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画は、対策工事の計画と相まって、開発区域及びその周辺の地域における土砂災害の発生のおそれを大きくすることのないものであること。
- 三 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である場合にあっては、対策工事の計画は、急傾斜地の崩壊により生ずる土石等を特定予定建築物の敷地に到達させることのないよう、次のイから八までに掲げる工事又は施設の設置の全部又は一部を当該イから八までに定める基準に従い行うものであること。
  - イ のり切 地形、地質等の状況を考慮して、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発することのないように施行すること。
  - ロ 急傾斜地の全部又は一部の崩壊を防止するための施設 次の（１）から（３）までに掲げる施設の種類の区分に応じ、当該（１）から（３）までに定める基準に適合するものであること。
    - （１）土留 のり面の崩壊を防止し、土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をせず、かつ、その裏面の排水に必要な水抜穴を有する構造であること。
    - （２）のり面を保護するための施設 石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によりのり面を風化その他の侵食に対して保護する構造であること。
    - （３）排水施設 その浸透又は停滞により急傾斜地の崩壊の原因となる地表水及び地下水を急傾斜地から速やかに排除することができる構造であること。
- 八 急傾斜地の崩壊が発生した場合に生じた土石等を堆積するための施設 土圧、水圧、自重及び土石等の移動又は堆積により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は

沈下をしない構造であること。

四 土砂災害の発生原因が土石流である場合にあっては、対策工事の計画は、土石流を特定予定建築物の敷地に到達させることのないよう、次のイからニまでに掲げる施設の設置の全部又は一部を当該イからニまでに定める基準に従い行うものであること。

イ 山腹工 山腹の表層の風化その他の侵食を防止すること等により当該山腹の安定性を向上する機能を有する構造であること。

ロ えん堤 土石流により流下する土石等を堆積することにより溪床を安定する機能を有し、かつ、土圧、水圧、自重及び土石流により当該えん堤に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。

ハ 床固 溪流の土石等の移動を防止することにより溪床を安定する機能を有し、かつ、土圧、水圧、自重及び土石流により当該床固に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。

ニ 土石流を開発区域外に導流するための施設 その断面及び勾配が当該施設を設置する地点において流下する土石流を開発区域外に安全に導流することができる構造であること。

五 土砂災害の発生原因が地滑りである場合にあっては、対策工事の計画は、地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等を特定予定建築物の敷地に到達させることのないよう、次のイからへまでに掲げる工事又は施設の設置の全部又は一部を当該イからへまでに定める基準に従い行うものであること。

イ 地滑り地塊の除去 地形、地質等の状況を考慮して、地滑りを助長し、又は誘発することのないように施行し、かつ、地滑り地塊の除去により形成されたのり面を安定するように施行すること。

ロ 水流の付替え 地形、地質、流水等の状況を考慮して、流水が速やかに流下するように施行すること。

ハ 排水施設 地滑りの原因となる地表水及び地下水を地滑り区域から速やかに排除することができる構造であること。

ニ 土留及びくい 地滑り力に対して安全な構造であること。

ホ ダム、床固、護岸、導流堤及び水制 地滑り地塊を安定させている土地を流水による浸食に対して保護する構造であること。

へ 地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等を堆積するための施設 土圧、水圧、自重及び地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等の移動により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。

六 対策工事の計画及び対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画において定める高さが二メートルを超える擁壁については、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百四十二条（同令第七章の八の準用に関する部分を除く。）に定めるところによるものであること。

（費用の補助）

第八条 法第二十六条の規定による国の都道府県に対する補助金の額は、基礎調査に要する費用の額に三分の一を乗じて得た額とする。

（緊急時の指示）

第九条 法第二十八条の政令で定める事務は、法第六条第一項及び第三項から第五項まで、第八条第一項及び第三項から第五項まで並びに第二十五条第一項に規定する事務とする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附 則 （平成一八年九月二六日政令第三二〇号）

この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。

附 則 （平成一九年三月二二日政令第五五号） 抄

( 施行期日 )

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

( 罰則の適用に関する経過措置 )

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則  
(平成十三年三月三十日国土交通省令第七十一号)  
最終改正：平成一七年六月一日国土交通省令第六二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第四条第二項、第六条第四項及び第五項、第八条第四項及び第五項、第十条、第十三条第一項、第十六条第一項及び第二項、第十七条、第十九条並びに第二十条第三項並びに土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第一条の規定に基づき、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則を次のように定める。

（基礎調査の結果の通知の方法）

第一条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第四条第二項の規定による通知は、基礎調査の終了後、遅滞なく、基礎調査の結果及びその概要を記載した書面を送付して行わなければならない。

（損失の補償の裁決申請書の様式）

第二条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条の規定による裁決申請書の様式は、別記様式第一とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

（土砂災害警戒区域の指定の公示の方法）

第三条 法第六条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による土砂災害警戒区域の指定（同条第六項において準用する場合にあつては、指定の解除。以下この条において同じ。）の公示は、当該指定をする旨並びに当該土砂災害警戒区域及び当該土砂災害警戒区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を明示して、都道府県の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該土砂災害警戒区域の明示については、次のいずれかによることとする。

- 一 市町村（特別区を含む。以下同じ。）大字、字、小字及び地番
- 二 一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向
- 三 平面図

（都道府県知事の行う土砂災害警戒区域の指定の公示に係る図書の送付）

第四条 法第六条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による送付は、土砂災害警戒区域位置図及び土砂災害警戒区域区域図により行わなければならない。  
2 前項の土砂災害警戒区域位置図は、縮尺五万分の一以上とし、土砂災害警戒区域の位置を表示した地形図でなければならない。  
3 第一項の土砂災害警戒区域区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、当該土砂災害警戒区域及び当該土砂災害警戒区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を表示したものでなければならない。

（土砂災害に関する情報の伝達方法等を住民に周知させるための必要な措置）

第五条 法第七条第三項の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。  
一 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を表示した図面に法第七条第三項に規定する事項を記載したもの（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。  
二 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民がその提供を受けることができる状態に置くこと。

（土砂災害特別警戒区域の指定の公示の方法）

第六条 法第八条第四項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による土砂災害特別警戒区域の指定（同条第九項において準用する場合にあつては、指定の解除。以下

この条において同じ。)の公示は、当該指定をする旨並びに当該土砂災害特別警戒区域、当該土砂災害特別警戒区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び令第四条に規定する衝撃に関する事項を明示して、都道府県の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該土砂災害特別警戒区域の明示については、次のいずれかによることとする。

- 一 市町村、大字、字、小字及び地番
- 二 一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向
- 三 平面図

(都道府県知事の行う土砂災害特別警戒区域の指定の公示に係る図書の送付)

第七条 法第八条第五項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による送付は、土砂災害特別警戒区域位置図及び土砂災害特別警戒区域区域図により行わなければならない。

2 前項の土砂災害特別警戒区域位置図は、縮尺五万分の一以上とし、当該土砂災害特別警戒区域、土砂災害特別警戒区域の位置を表示した地形図でなければならない。

3 第一項の土砂災害特別警戒区域区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、当該土砂災害特別警戒区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び令第四条に規定する衝撃に関する事項を表示したものでなければならない。

(特定開発行為の許可の申請)

第八条 法第九条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の特定開発行為許可申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第十条第一項第三号及び第四号の工事の計画は、計画説明書及び計画図により定めなければならない。

3 前項の計画説明書は、対策工事等の計画の方針、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地の現況並びに開発区域(開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区。以下同じ。)内の土地の現況及び土地利用計画を記載したものでなければならない。

4 第二項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならない。

図面の種類 明示すべき事項 縮尺

現況地形図 地形、土砂災害特別警戒区域及び開発区域の境界、対策工事等を施行する位置並びに当該対策工事等の種類 二千五百分の一以上

土地利用計画図 開発区域の境界並びに特定予定建築物の用途及び敷地の形状 千分の一以上  
造成計画平面図 開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分及び当該開発区域における対策施設を設置する位置 千分の一以上

造成計画断面図 切土又は盛土をする前後の地盤面 千分の一以上

対策工事等平面図 対策工事等を施行する位置及び当該対策工事等の種類 千分の一以上

対策工事等断面図 対策工事等を施行する前後の地盤面の状況及び対策工事等の種類 千分の一以上

対策施設構造図 対策施設(令第七条第三号から第五号までに規定する施設及び同条第六号に規定する擁壁をいう。以下この条において同じ。)の種類及び構造 二百分の一以上

5 第一項の場合において、対策施設を設置しようとする者は、令第七条第三号から第六号までに規定する技術的基準に適合することを説明する構造計算書を提出しなければならない。

(特定開発行為の許可申請書の記載事項)

第九条 法第十条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、対策工事等の着手予定年月日及び対策工事等の完了予定年月日とする。

(特定開発行為の許可の申請書の添付図書)

第十条 法第十条第二項の国土交通省令で定める図書は開発区域位置図及び開発区域区域図とする。

2 前項の開発区域位置図は、縮尺五万分の一以上とし、開発区域の位置を表示した地形図でなければならない。

3 第一項の開発区域区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、開発区域の区域並びにその区域を明らかに表示するに必要な範囲内において市町村界、大字、字及び小字の境界、土砂災害特別警戒区域界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

(既着手の場合の届出の方法)

第十一条 法第十三条第一項の規定による届出は、別記様式第三に掲げる届出書を提出しなければならない。

(軽微な変更)

第十二条 法第十六条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、対策工事等の着手予定年月日及び対策工事等の完了予定年月日の変更とする。

(変更の許可の申請書の記載事項)

第十三条 法第十六条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 変更に係る事項
- 二 変更の理由
- 三 特定開発行為の許可の許可番号

(対策工事等の完了の届出)

第十四条 法第十七条第一項の規定による届出は、別記様式第四の工事完了届出書を提出して行うものとする。

(検査済証の様式)

第十五条 法第十七条第二項に規定する検査済証の様式は、別記様式第五とする。

(対策工事等の完了公告)

第十六条 法第十七条第三項に規定する対策工事等の完了の公告は、開発区域又は工区に含まれる地域の名称並びに特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名を明示して、都道府県の公報に掲載して行うものとする。

(特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出)

第十七条 法第十九条に規定する特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出は、別記様式第六による特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書を提出して行うものとする。

(都道府県知事の命令に関する公示の方法)

第十八条 法第二十条第三項の国土交通省令で定める方法は、都道府県の公報への掲載とする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年六月一日国土交通省令第六二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年七月一日)から施行する。

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定の施行の際現にある同条の規定による改正前の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則別記様式第二から別記様式第六までの様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

- 別記様式第一 (第二条関係)
- 別記様式第二 (第八条関係)
- 別記様式第三 (第十一条関係)
- 別記様式第四 (第十四条関係)
- 別記様式第五 (第十五条関係)
- 別記様式第六 (第十七条関係)

## 鳥取県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則

### (趣旨)

第1条 この規則は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第71号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法、政令及び省令で使用する用語の例による。

### (特定開発行為の許可の申請)

第3条 法第9条第1項の許可（以下「特定開発行為許可」という。）の申請は、省令第8条第1項の特定開発行為許可申請書に、省令で定めるもののほか、特定開発行為を行おうとする土地について、申請者が所有権その他の当該土地を使用する権原を有すること又は有する見込みであることを証する書面を添えて、知事に提出することにより行うものとする。

2 省令第8条第2項の計画説明書の様式は、様式第1号によるものとする。

### (特定開発行為の変更許可の申請)

第4条 法第16条第1項の許可（以下「特定開発行為変更許可」という。）の申請は、特定開発行為変更許可申請書（様式第2号）に、省令第8条第2項から第5項まで及び第10条第1項に規定する書類並びに前条第1項に規定する書類のうち当該変更に係る事項に係る書類を添えて知事に提出することにより行うものとする。

### (特定開発行為許可の変更の届出)

第5条 法第16条第3項の規定による届出は、特定開発行為変更届（様式第3号）を知事に提出することにより行うものとする。

### (住所及び氏名の変更の届出)

第6条 特定開発行為許可又は特定開発行為変更許可（以下これらを「行為許可」という。）を受けた者の住所又は氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく、住所等変更届（様式第4号）を知事に提出するものとする。

### (対策工事等の着手の届出)

第7条 行為許可を受けた者が、当該行為許可に係る対策工事等に着手しようとするときは、あらかじめ、対策工事等着手届（様式第5号）を知事に提出するものとする。

### (対策工事等の休止の届出)

第8条 行為許可を受けた者が、当該行為許可に係る対策工事等を休止しようとするときは、あらかじめ、対策工事等休止届（様式第6号）を知事に提出するものとする。

### (地位の承継の届出)

第9条 相続又は合併により行為許可を受けた者の地位を承継した相続人、合併後存続する法人又は合併により設立された法人（以下「承継者」という。）は、遅滞なく、特定開発行為地位承継届（様式第7号）に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 承継者が特定開発行為許可を承継した相続人であり、かつ、当該相続に係る相続人が1人の場合 当該相続人の戸籍謄本
- (2) 承継者が特定開発行為許可を承継した相続人であり、かつ、当該相続に係る相続人が2人以上であり、当該相続に係る相続人の全員の同意により当該特定開発行為を承継する者として選定された場合 当該同意があったことを証する書面及び当該承継に係る相続人全員の戸籍謄本



(3) 承継者が合併により特定開発行為許可を承継した法人である場合 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

(対策工事等の廃止の届出)

第10条 法第19条の規定による対策工事等の廃止の届出(以下「廃止の届出」という。)は、省令第17条に規定する特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出することにより行うものとする。

- (1) 対策工事等を廃止した理由を示す書類
- (2) 対策工事等を行っていた箇所の現況を示す図面及び写真
- (3) 対策工事等を廃止した後の土砂災害の防止のための措置を記載した書類及び図面

(市町村長への通知)

第11条 知事は、行為許可をしたとき又は廃止の届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を関係のある市町村の長に通知するものとする。

(許可標識)

第12条 行為許可を受けた者は、当該行為許可に係る工事の期間中、当該工事を行う土地の見やすい場所に、特定開発行為許可標識(様式第8号)を設置するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式略

○国土交通省告示第三百三十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第二条第二号、第三条第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ並びに第四条各号の規定に基づき、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第二条第二号に規定する国土交通大臣が定める方法等を定める告示を次のように定める。

平成十三年三月二十八日

国土交通大臣 林 寛子

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第2条第2号の規定に基づき国土交通大臣が定める方法等を定める告示

第1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）第2条第2号の規定に基づき国土交通大臣が定める方法は、次の式により計測することとする。

$$\theta = \tan^{-1} (H/L)$$

この式において、 $\theta$ 、 $H$ 及び $L$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\theta$  土石流が発生した場合に土砂災害の発生のおそれのある土地の勾配（単位度）

$H$  地形図上において、その流水が山麓における扇状の地形の地域に流入する地点より上流の部分の勾配が急な河川（当該上流の流域面積が5平方キロメートル以下であるものに限る。）のうち当該地点より下流の部分及び当該下流の部分に隣接する一定の土地の区域にあり、かつ、土石流が流下すると想定される方向に平行な直線上にある2地点間の標高差を計測した数値（単位メートル）

$L$  地形図上において、その標高差を計測した2地点間の水平距離を計測した数値（単位メートル）

第2 建築物又はその地上部分に作用すると想定される力の大きさを算出するに当たりよるべき国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。

1 令第3条第1号イの規定に基づき当該急傾斜地の高さ及び傾斜度、当該急傾斜地の下端から当該建築物までの水平距離等に応じて国土交通大臣が定める方法は、次の式により算出することとする。

$$F_{sm} = \rho_m g h_{sm} \left[ \left\{ \frac{b_u}{a} (1 - \exp(-2 a H / h_{sm} \sin \theta_u)) \cos^2(\theta_u - \theta_d) \right\} \right. \\ \left. \exp(-2 a X / h_{sm}) + \frac{b_d}{a} (1 - \exp(-2 a X / h_{sm})) \right]$$

この式において、 $F_{sm}$ 、 $\rho_m$ 、 $g$ 、 $h_{sm}$ 、 $b_u$ 、 $a$ 、 $H$ 、 $\theta_u$ 、 $\theta_d$ 、 $X$  及び  $b_d$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $F_{sm}$  急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により建築物の地上部分に作用すると想定される力の大きさ（単位 1平方メートルにつきキロニュートン）  
 $\rho_m$  急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動時の当該土石等の密度（単位 1立方メートルにつきトン）  
 $g$  重力加速度（単位 メートル毎秒毎秒）  
 $h_{sm}$  急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動時の当該土石等の移動の高さ（単位 メートル）  
 $b_u$  次の式によって計算した係数

$$b_u = \cos \theta_u \left\{ \tan \theta_u - \frac{(\sigma - 1)c}{(\sigma - 1)c + 1} \tan \phi \right\}$$

この式において、 $\theta_u$ 、 $\sigma$ 、 $c$  及び  $\phi$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $\theta_u$  急傾斜地の傾斜度（単位 度）  
 $\sigma$  急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動時の当該土石等の比重  
 $c$  急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動時の当該土石等の容積濃度  
 $\phi$  急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動時の当該土石等の内部摩擦角（単位 度）  
 $a$  次の式によって計算した係数

$$a = \frac{2}{(\sigma - 1)c + 1} f_b$$

この式において、 $\sigma$ 、 $c$  及び  $f_b$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $\sigma$  急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動時の当該土石等の比重  
 $c$  急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動時の当該土石等の容積濃度  
 $f_b$  急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動時の当該土石等の流体抵抗係数  
 $H$  急傾斜地の高さ（単位 メートル）  
 $\theta_u$  急傾斜地の傾斜度（単位 度）  
 $\theta_d$  急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の傾斜度（単位 度）  
 $X$  急傾斜地の下端から当該建築物までの水平距離（単位 メートル）  
 $b_d$  次の式によって計算した係数

$$b_d = \cos \theta_d \left\{ \tan \theta_d - \frac{(\sigma - 1)c}{(\sigma - 1)c + 1} \tan \phi \right\}$$

この式において、 $\theta_d$ 、 $\sigma$ 、 $c$  及び  $\phi$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $\theta$  急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の傾斜度（単位度）
- $\sigma$  急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動時の当該土石等の比重
- $c$  急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動時の当該土石等の容積濃度
- $\phi$  急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動時の当該土石等の内部摩擦角（単位度）

2 令第3条第1号口の規定に基づき当該急傾斜地の高さ及び傾斜度、当該急傾斜地の下端から当該建築物までの水平距離等に応じて国土交通大臣が定める方法は、次の式により算出することとする。

$$F_{sa} = \frac{\gamma h \cos^2 \phi}{\cos \delta \left\{ 1 + \sqrt{\sin(\phi + \delta) \sin \phi} / \cos \delta \right\}^2}$$

この式において、 $F_{sa}$ 、 $\gamma$ 、 $h$ 、 $\phi$ 及び $\delta$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $F_{sa}$  急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により建築物の地上部分に作用すると想定される力の大きさ（単位 1平方メートルにつきキロニュートン）
- $\gamma$  急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積時の当該土石等の単位堆積重量（単位 1立方メートルにつきキロニュートン）
- $h$  急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積時の当該土石等の堆積の高さ（単位メートル）
- $\phi$  急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積時の当該土石等の内部摩擦角（単位度）
- $\delta$  建築物の壁面摩擦角（単位度）

3 令第3条第2号の規定に基づき当該土石流により流下する土石等の量、土地の勾配等に応じて国土交通大臣が定める方法は、次の式により算出することとする。

$$F_d = \rho_d U^2$$

この式において、 $F_d$ 、 $\rho_d$ 及び $U$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $F_d$  土石流により建築物に作用すると想定される力の大きさ（単位 1平方メートルにつきキロニュートン）
- $\rho_d$  次の式により計算した土石流の密度（単位 1立方メートルにつきトン）

$$\rho_d = \frac{\rho \tan \phi}{\tan \phi - \tan \theta}$$

この式において、 $\rho$ 、 $\phi$ 及び $\theta$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $\rho$  土石流に含まれる流水の密度（単位 1立方メートルにつきトン）
- $\phi$  土石流に含まれる土石等の内部摩擦角（単位度）
- $\theta$  土石流が流下する土地の勾配（単位度）
- $U$  次の式により計算した土石流の流速（単位メートル毎秒）

$$U = \frac{h^{2/3} (\sin \theta)^{1/2}}{n}$$

この式において、h、θ、nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

h 次の式により計算した土石流の高さ（単位 メートル）

$$h = \left[ \frac{0.01 n C_* V (\sigma - \rho) (\tan \phi - \tan \theta)}{\rho B (\sin \theta)^{1/2} \tan \theta} \right]^{3/5}$$

この式において、n、C\*、V、σ、ρ、φ、θ及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n 粗度係数

C\* 堆積土石等の容積濃度

V 土石流により流下する土石等の量（単位 立方メートル）

σ 土石流に含まれる礫の密度（単位 1立方メートルにつきトン）

ρ 土石流に含まれる流水の密度（単位 1立方メートルにつきトン）

φ 土石流に含まれる土石等の内部摩擦角（単位 度）

θ 土石流が流下する土地の勾配（単位 度）

B 土石流が流下する幅（単位 メートル）

θ 土石流が流下する土地の勾配（単位 度）

n 粗度係数

- 4 令第3条第3号イの規定に基づき当該地滑り地塊の規模等に応じて国土交通大臣が定める方法は、次の式により算出することとする。

$$F_1 = \gamma (L - X) \left[ \frac{\cos \phi}{1 - \sqrt{2} \sin \phi} \right]^2 \tan \phi$$

ただし、 $F_1 = 2 \gamma \left[ \frac{\cos \phi}{1 - \sqrt{2} \sin \phi} \right]^2 \tan \phi$  を超えないものとする。

この式において、F<sub>1</sub>、γ、L、X及びφは、それぞれ次の数値を表すものとする。

F<sub>1</sub> 地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等の移動により力が建築物に作用した時から30分間が経過した時において当該建築物に作用すると想定される力の大きさ（単位 1平方メートルにつきキロニュートン）

γ 地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等の単位体積重量（単位 1立方メートルにつきキロニュートン）

L 地滑り区域における令第2条第3号口の二本の直線間の距離（単位 メートル）

- ル)
- X 地滑り区域における令第2条第3号口の特定境界線投影から当該建築物までの地滑り方向における水平距離 (単位 メートル)
- φ 地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等の内部摩擦角 (単位 度)

第3 通常の居室を有する建築物が住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを算出するに当たりよるべき国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。

- 1 令第3条第1号イの規定に基づき当該急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により力が当該通常の建築物に作用する場合の土石等の高さに応じて国土交通大臣が定める方法は、次の式により算出することとする。

$$P_1 = \frac{35.3}{H_1 (5.6 - H_1)}$$

この式において、 $P_1$ 及び $H_1$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $P_1$  通常の建築物が急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさ (単位 1平方メートルにつきキロニュートン)
- $H_1$  急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により力が通常の建築物に作用する場合の土石等の高さ (単位 メートル)

- 2 令第3条第1号ロの規定に基づき当該急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により力が当該通常の建築物に作用する場合の土石等の高さに応じて国土交通大臣が定める方法は、次の式により算出することとする。

$$W_1 = \frac{106.0}{H_2 (8.4 - H_2)}$$

この式において、 $W_1$ 及び $H_2$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $W_1$  通常の建築物が急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさ (単位 1平方メートルにつきキロニュートン)
- $H_2$  急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により力が通常の建築物に作用する場合の土石等の高さ (単位 メートル)

- 3 令第3条第2号の規定に基づき当該土石流により力が当該通常の建築物に作用する場合の土石流の高さに応じて国土交通大臣が定める方法は、次の式により算出することとする。

$$P_2 = \frac{35.3}{H_3 (5.6 - H_3)}$$

この式において、 $P_2$ 及び $H_3$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$P_2$  通常の建築物が土石流に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさ（単位 1平方メートルにつきキロニュートン）

$H_3$  土石流により力が通常の建築物に作用する場合の土石流の高さ（単位メートル）

- 4 令第3条第3号イの規定に基づき当該地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等の移動により力が当該通常の建築物に作用する場合の土石等の高さに応じて国土交通大臣が定める方法は、次の式により算出することとする。

$$W_2 = \frac{106.0}{H_4 (8.4 - H_4)}$$

この式において、 $W_2$ 及び $H_4$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$W_2$  通常の建築物が地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等の移動に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさ（単位 1平方メートルにつきキロニュートン）

$H_4$  地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等の移動により力が通常の建築物に作用する場合の土石等の高さ（単位メートル）

- 第4 令第4条第1号イ及び第2号イの規定に基づき国土交通大臣が定める方法は、次の1から3までに掲げる急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動若しくは堆積又は土石流の高さの区分に応じ、当該1から3までに定める基準により区域を区分することとする。

- 1 令第4条第1号口の土石等の高さが1メートル以下の場合 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により建築物に作用すると想定される力の大きさが1平方メートルにつき100キロニュートンを超える区域及びそれ以外の区域
- 2 令第4条第1号ハの土石等の高さが3メートルを超える場合 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積の高さが3メートルを超える区域及びそれ以外の区域
- 3 令第4条第2号口の土石流の高さが1メートルを超える場合 土石流により建築物に作用すると想定される力の大きさが1平方メートルにつき50キロニュートンを超える区域及びそれ以外の区域

- 第5 建築物の地盤面に接する部分に作用すると想定される力の大きさを算出するに当たりよるべき国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。

- 1 次の各号の国土交通大臣が定める方法は、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

イ 令第4条第1号口 第2の1

ロ 令第4条第1号ハ 第2の2

ハ 令第4条第2号口 第2の3

- 2 令第4条第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める方法は、次の式により算出することとする。

$$F_1 = 2 \gamma \left( \frac{\cos \phi}{1 - \sqrt{2} \sin \phi} \right)^2 \tan \phi$$

この式において、 $F_1$ 、 $\gamma$ 及び $\phi$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $F_1$  地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等の移動により力が建築物に作用した時から30分間が経過した時において当該建築物の地盤面に接する部分に作用すると想定される力の大きさ（単位 1平方メートルにつきキロニュートン）  
 $\gamma$  地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等の単位体積重量（単位 1立方メートルにつきキロニュートン）  
 $\phi$  地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等の内部摩擦角（単位 度）

#### 附 則

この告示は、平成13年4月1日から施行する。



**特定開発行為許可に係る申請書類等チェックリスト (申請者用)**

項目	確認有無	備考	根拠法令等
<b>1 特定開発行為の規制対象となるかの確認</b>			
(1)都市計画法に規定された開発行為に該当するか			
(2)予定建築物の用途が、制限用途か			
(3)(制限用途である予定建築物の一体不可分の敷地の一部又は全部が特別警戒区域に入っているか			
<b>2 新規許可申請時の確認</b>		受付は各総合事務所県土整備局維持管理課	
1)以下の申請図書は揃っているか(正副2部)			特定開発許可手引
(1)特定開発行為許可申請書【様式第2号】			【省令§8】
(2)計画説明書【様式第1号】			【県規則§3】
(3)計画図			【省令§8】
現況地形図(1/2500以上)			【省令§8】
土地利用計画図(1/1000以上)			【省令§8】
造成計画平面・断面図(1/1000以上)			【省令§8】
対策工事等平面・断面図(1/1000以上)			【省令§8】
対策施設構造図(1/200以上)			【省令§8】
(4)構造計算書			【省令§8】
(5)申請書の添付図書			
開発区域位置図(1/50000以上)			【省令§10】
区域図(1/2500以上)			【省令§10】
権原を有すること(又は見込がある)を証する書面			【県規則§3】
その他計画説明書を補足する資料(現況写真等)			
関係法令等の許可等の状況がわかる資料(許可書のコピー等)			特定開発許可手引
2)対策工事等の計画が技術的基準に適合しているか 開発計画により新たに特別警戒区域が発生するかどうかの確認のこと			【法§11】
<b>3 変更許可申請時の確認</b>		受付は各総合事務所県土整備局維持管理課	
1)以下の申請図書は揃っているか(正副2部)			特定開発許可手引
(1)特定開発行為変更許可申請書【様式第2号】			【県規則§4】
(2)許可申請時の添付書類のうち変更に係るもの			【県規則§4】
(3)変更の届出書(軽微な変更をする場合)【様式第3号】			【県規則§5】
3)変更の対策工事等の計画が技術的基準に適合しているか			【法§11】
<b>4 その他の届出時等の確認</b>		受付は各総合事務所県土整備局維持管理課	
1)住所・氏名の変更届出【様式第4号】			【県規則§6】
2)既着手の届出【様式第3号】			【省令§11】
3)対策工事等着手の届出【様式第5号】			【県規則§7】
4)対策工事等休止の届出【様式第6号】			【県規則§8】
5)地位承継の届出			
(1)届出書様式【様式第7号】			【県規則§9】
(2)添付書類			
相続人1人 戸籍謄本			【県規則§9】
相続人複数 関係者同意書及び戸籍謄本			【県規則§9】
合併法人 商業登記簿謄本			【県規則§9】
6)特定開発行為許可標識の設置【様式第8号】			【県規則§12】
<b>5 対策工事等廃止時の確認</b>		受付は各総合事務所県土整備局維持管理課	【法§19】
(1)届出書様式【様式第6号】			【省令§17】
(2)添付書類			
対策工事等を廃止した理由を示す書面			【県規則§10】
対策工事等を行っていた箇所の現況を示す地面及び写真			【県規則§10】
対策工事等を廃止した後の土砂災害の防止のための措置を記載した書類及び図面			【県規則§10】
(3)廃止の現地状況は適切であるか			【法§21】
<b>6 対策工事等完了時の確認</b>		受付は各総合事務所県土整備局維持管理課	
(1)対策工事等完了の届出【様式第4号】			【省令§14】
(2)当該対策工事等が技術的基準に適合しているか			【法§17】

知事は許可等にあたっては立入検査することができる。【法§21】

知事は許可を受けた者に対して報告の徴収をすることができる。【法§22】

特定開発行為許可に係る申請書類等チェックリスト (審査担当者用)

(その1)

項目	確認有無	備考	根拠法令等
<b>1 特定開発行為の規制対象となるかの確認</b>			
(1) 都市計画法に規定された開発行為に該当するか			
(2) 予定建築物の用途が、制限用途か			
(3) (制限用途である予定建築物の一体不可分の)敷地の一部又は全部が特別警戒区域に入っているか			
<b>2 新規許可申請時の確認</b>		受付は事務所。規模により対応	
1) 以下の申請図書は揃っているか(正副2部)			特定開発許可手引
(1) 特定開発行為許可申請書【様式第2】			【省令 § 8】
(2) 計画説明書【様式第1号】			【県規則 § 3】
(3) 計画図			【省令 § 8】
現況地形図(1/2500以上)			【省令 § 8】
土地利用計画図(1/1000以上)			【省令 § 8】
造成計画平面・断面図(1/1000以上)			【省令 § 8】
対策工事等平面・断面図(1/1000以上)			【省令 § 8】
対策施設構造図(1/200以上)			【省令 § 8】
(4) 構造計算書			【省令 § 8】
(5) 申請書の添付図書			
開発区域位置図(1/50000以上)			【省令 § 10】
区域図(1/2500以上)			【省令 § 10】
権原を有すること(又は見込がある)を証する書面			【県規則 § 3】
その他計画説明書を補足する資料(現況写真等)			
関係法令等の許可等の状況がわかる資料(許可書のコピー等)			特定開発許可手引
2) 1ha以上の場合、治山砂防課に進達したか		1ha未満事務所、1ha以上治山砂防課対応	権限規則・手引
3) 対策工事等の計画が技術的基準に適合しているか 開発計画により新たに特別警戒区域が発生するかどうかの確認		同上	【法 § 11】
4) 許可にあたり条件は付しているか		同上	【法 § 12】
5) 許可又は不許可の通知をしたか		同上	【法 § 15】
6) 5)について治山砂防課長又は総合事務所長に報告したか		同上	特定開発許可手引
7) 許可をした場合、市町村長に通知したか		同上	【県規則 § 11】
<b>3 変更許可申請時の確認</b>		受付は事務所。規模により対応	
1) 以下の申請図書は揃っているか(正副2部)			特定開発許可手引
(1) 特定開発行為変更許可申請書【様式第2号】			【県規則 § 4】
(2) 許可申請時の添付書類のうち変更に係るもの			【県規則 § 4】
(3) 変更の届出書(軽微な変更をする場合)【様式第3号】			【県規則 § 5】
2) 1ha以上の場合、治山砂防課に進達したか		1ha未満事務所、1ha以上治山砂防課対応	権限規則・手引
3) 変更の対策工事等の計画が技術的基準に適合しているか		同上	【法 § 11】
4) 変更の許可にあたり条件は付しているか		同上	【法 § 12】
5) 変更の許可又は不許可の通知をしたか		同上	【法 § 15】
6) 5)について治山砂防課長又は総合事務所長に報告したか		同上	特定開発許可手引
7) 変更の許可をした場合、市町村長に通知したか		同上	【県規則 § 11】

特定開発行為許可に係る申請書類等チェックリスト (審査担当者用)

(その2)

項目	確認有無	備考	根拠法令等
<b>4 その他の届出時等の確認</b>			
1)住所・氏名の変更届出【様式第4号】		規模によらず事務所対応	【県規則 § 6】
2)既着手の届出【様式第3】		規模によらず事務所対応	【省令 § 11】
(1)助言、勧告は必要あるか			【法 § 13】
3)対策工事等着手の届出【様式第5号】		規模によらず事務所対応	【県規則 § 7】
4)対策工事等休止の届出【様式第6号】		規模によらず事務所対応	【県規則 § 8】
5)地位承継の届出		受付は事務所。規模により対応	
(1)届出書様式【様式第7号】			【県規則 § 9】
(2)添付書類			
相続人1人 戸籍謄本			【県規則 § 9】
相続人複数 関係者同意書及び戸籍謄本			【県規則 § 9】
合併法人 商業登記簿謄本			【県規則 § 9】
(3)1ha以上の場合、治山砂防課に進達したか		1ha未満事務所、1ha以上治山砂防課対応	権限規則・手引
6)特定開発行為許可標識【様式第8号】		規模によらず事務所対応	【県規則 § 12】
<b>5 対策工事等廃止時の確認</b>		受付は事務所。規模により対応	【法 § 19】
(1)届出書様式【様式第6】			【省令 § 17】
(2)添付書類			
対策工事等を廃止した理由を示す書面			【県規則 § 10】
対策工事等を行っていた箇所の現況を示す地面及び写真			【県規則 § 10】
対策工事等を廃止した後の土砂災害の防止のための措置を記載した書類及び図面			【県規則 § 10】
(3)1ha以上の場合、治山砂防課に進達したか		1ha未満事務所、1ha以上治山砂防課対応	権限規則・手引
(4)廃止の現地状況は適切であるか		同上	【法 § 21】
(5)1ha未満の受理について治山砂防課長に報告したか		同上	特定開発許可手引
(6)市町村長に通知したか		同上	【県規則 § 11】
<b>6 対策工事等完了時の確認</b>		受付は事務所。規模により対応	
(1)対策工事等完了の届出【様式第4】			【省令 § 14】
(2)1ha以上の場合、治山砂防課に進達したか		1ha未満事務所、1ha以上治山砂防課対応	権限規則・手引
(3)当該対策工事等が技術的基準に適合しているか		同上	【法 § 17】
(4)検査済証を交付したか【様式第5】		同上	【省令 § 15】
(5)工事完了の公告をしたか		同上	【法 § 17】
(6)(4)、(5)について治山砂防課長又は総合事務所に報告したか		同上	特定開発許可手引
<b>7 土砂災害特別警戒区域等の見直し指定</b>		規模によらず事務所対応	
(1)対策工事の完了に合わせ特別警戒区域の見直し指定を行ったか			特定開発許可手引

知事は許可等に当たっては立入検査することができる。【法 § 21】

知事は許可を受けた者に対して報告の徴収をすることができる。【法 § 22】